障害者福祉

障害者福祉は、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会」を目指し、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法、児童福祉法等の各種法令に基づいて広範な対応が図られてきました。

平成23年の障害者基本法の改正により障害者の定義が見直され、それまでの身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）の他に、「その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされました。

平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年４月からは障害者自立支援法が改正され、新しく「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、新たに障害者の範囲に難病等が加わりました。

続いて、平成25年６月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立し、平成28年４月に施行されました。また、平成18年に国連で採択された「障害者権利条約」の推進に向けた法整備を受け、平成26年１月に国は「障害者権利条約」を批准しました。

都では、平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行し、障害のある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮の提供を行うことを義務づけています。

豊島区では、平成30年12月に、手話に対する理解と多様な意思疎通手段を使えるよう進めていくため、「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条約」が成立し、平成31年４月から施行されました。

また、令和３年３月に「豊島区地域保健福祉計画」を改定し、すべての人々が地域でいきいきと自分らしく、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

本計画の障害者分野の具体的計画として、令和３年度を初年度とする豊島区障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画を策定し、障害者・児が地域で自立した生活が送れるよう、なお一層の支援体制の推進を図っていきます。

1. 障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画 103
2. 豊島区障害者地域支援協議会……103
3. 障害者虐待防止対策支援事業……104
4. 発達障害者支援事業……104
5. 社会参加・交流等……105
(1) 障害者福祉のしおりの発行……105
(2) 障害者広報の発行……105
(3) 福祉テレホンサービス……105
(4) スポーツのつどい、ふくし健康まつり……105
(5) 団体助成……105
(6) 障害者文化活動推進事業……105
6. 相談・指導……106
7. 相談員制度……107
(1) 身体障害者相談員……107
(2) 知的障害者相談員……107
8. 手帳の交付……108
(1) 身体障害者手帳……108
(2) 愛の手帳（東京都療育手帳）……109
9. 手当・年金……110
(1) 障害児福祉手当（国制度）……110
(2) 特別障害者手当（国制度）……110
(3) 福祉手当（経過措置：国制度）……111
(4) 心身障害者福祉手当……111
(5) 難病患者福祉手当……112
(6) 重度心身障害者手当（都制度）……112
(7) 心身障害者扶養年金（都制度）……113
(8) 心身障害者扶養共済制度（都制度）……113
(9) 重度心身障害者特別給付金……113

≪日常生活への援助≫
10. 障害者就労支援事業……114
11. 障害者総合支援法……116
12. 自立支援医療（更生医療）……122
13. 補装具費の支給（購入・修理）……122
14. 日常生活用具と住宅設備改善費の給付等
（地域生活支援事業）……123
15. 重度身体障害者等緊急通報システム……126
16. 重度脳性麻痺者介護事業……126
17. 車椅子の貸与……127
18. 補助犬の給付……127
19. 手話通訳派遣事業（地域生活支援事業）……127
20. 福祉電話……127
21. 点字図書の給付（地域生活支援事業）……127
22. おむつの支給・購入費助成……128
23. 寝具類の洗濯・乾燥サービス……128
24. 理美容サービス……128
25. 機能回復助成……129
26. 自動車運転教習費用の補助
（地域生活支援事業）……129
27. 自動車改造費の助成（地域生活支援事業）…129
28. リフト付福祉ハイヤー……129
29. 福祉タクシー……130
30. 自動車燃料費の補助……132
31. 各種料金等の割引……133
(1) 交通機関の料金割引……133
(2) ＮＨＫ放送受信料の減免……133
(3) 都営交通無料乗車と割引……133
32. 障害者等歯科診療事業……133
33. 障害者グループホーム等支援事業……134
34. 視覚障害者の情報・
コミュニケーション支援事業……134
35. 身体障害者手帳に係る診断書等経費助成……134
36. 中等度難聴児発達支援事業……135
37. 成年後見制度利用支援事業
（地域生活支援事業）……135
38. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業…135
≪障害者向け住宅提供≫
39. 区営・区立福祉住宅…… 136
40. 障害者世帯住み替え家賃助成…… 136
41. 安心住まい提供…… 136
≪障害者施設等≫
42. 東部・西部障害支援センター…… 137
43. 心身障害者福祉センター…… 137
44. 目白福祉作業所…… 140
45. 目白生活実習所…… 142
46. 駒込施設…… 144
47. 駒込福祉作業所…… 144
48. 駒込生活実習所…… 146
49. 駒込福祉作業所分室…… 147
50. 福祉ホームさくらんぼ…… 149
51. 民間通所施設への運営費助成…… 150

１.障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画　障害福祉課

豊島区では平成５年２月に、今後10年間に対応を必要とされる障害者施策の総合化・体系化を図るものとして、豊島区障害者福祉計画を策定しました。

この計画は、障害者基本法に規定する障害者計画の性格を持つものです。

平成12年度には、障害者福祉計画の評価・点検を行うとともに、具体化すべき施策について「重点的に推進すべき施策について」として取りまとめました。

平成17年３月には、すべての人々が、地域の中で自立した生活が継続できるよう、それを支えるしくみの構築を目指した「豊島区地域保健福祉計画」の中に取り込まれ、保健福祉の総合計画として策定しました。

また、障害者自立支援法制定に伴い、数値目標を掲げた「障害福祉計画」を平成19年２月に策定しました。そして、平成21年度の第２期改定に伴い、地域保健福祉計画と一体化し、平成21年３月に策定しました。

さらに、平成22年度には、「障害者・障害福祉計画推進会議」を設置し、平成24年３月に第３期、平成27年３月に第４期、平成30年３月に第５期を策定しました。

平成30年３月には、第５期の計画と共に障害児支援の一層の充実を図るため、第１期障害児福祉計画を策定し、令和３年３月には「豊島区障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」を策定しました。

(1) 計画の位置づけ

「豊島区地域保健福祉計画」の分野別計画に位置付けられ、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定した、区における障害分野の具体的な実施計画です。

(2) 計画期間

令和３年（2021）年度から令和５（2023）年度までの３年間

(3) 計画の対象

障害者・障害児

(4) 基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

(5) 障害者施策の体系

1　新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化
2　包括的な相談支援体制の構築
3　ニーズの早期発見・早期対応の強化
4　地域生活支援の充実
5　就労支援の強化
6　権利擁護の推進
7　保健福祉人材の育成とサービスの質の確保及び向上
8　災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備
9　福祉のまちづくりの推進
１０　福祉と文化の融合

２.豊島区障害者地域支援協議会　障害福祉課

区では、障害者総合支援法第八十九条の三に定める協議会の目的である、「地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備」のため平成25年６月より、豊島区障害者地域支援協議会を設置しました。（平成19年11月に豊島区地域自立支援協議会を設置しましたが、障害者自立支援法から障害者総合支援法に法改正があったため会議名称が変更となりました。）

〔豊島区障害者地域支援協議会構成員〕	
学識経験者	民生・児童委員
事業所関係者	障害者相談員
就労支援関係者	社会福祉団体
教育関係者	ＣＳＷ
権利擁護関係者	他

３.障害者虐待防止対策支援事業　　障害福祉課

〔事業開始：平成23年度〕

平成 24 年 10 月、豊島区障害者虐待防止センターを開設し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための環境整備を図り、以下の事業を行っています。

(1)　連携協力体制整備事業

障害者虐待対応機関連絡会議の開催

(2)　家庭訪問等個別支援事業

障害者虐待防止センターにおいて、相談・通報・届出を受理し個別対応を実施

(3)　専門性強化事業

障害者虐待防止センター専門相談の実施啓発

(4)　普及啓発事業

・広報への掲載

・講演会の開催

【 実施状況 】　（単位：回）

年度	連絡会議	虐待防止センター専門相談
29	1	1
30	1	2
元	1	0
2	1	4
3	1	7

【 障害者虐待防止センター　相談受理件数（平成24年10月に事業開始） 】　（単位：回）

年度	総相談受理件数	虐待認定件数	虐待の種類			
			養護者による虐待	障害者施設等による虐待	使用者による虐待	その他
29	10	4	3	1	0	0
30	18	5	4	1	0	0
元	26	12	9	3	0	0
2	15	2	2	0	0	0
3	22	6	4	2	0	0

４.発達障害者支援事業　　障害福祉課

〔事業開始：平成23年度〕

発達障害者支援法の施行、障害者基本法の改正など発達障害者の支援に係る法制度の整備が進んでいます。区では、区内関係機関の連携、発達障害者への支援の充実を図るために、以下の事業を行っています。

(1) 発達障害者相談窓口（平成30年４月１日より開始）

発達障害について、あらゆる年齢層の当事者・家族からの相談に応じています。

【 相談状況 】

年度	30	元	2	3
相談件数	312 件	329 件	398 件	440 件

(2) 啓発事業

一般区民、関係機関職員を対象として、発達障害の理解を深めることを目的に、リーフレットの発行や区民講演会を開催しています。また、成長、生活の記録をまとめるための「発達サポートファイル」や関係機関職員向けの「発達障害支援者ガイド」を作成しています。

(3)ネットワーク事業

発達障害者支援に係る情報の共有、課題の整理・検討を行い、発達障害者支援の促進を図るため、区内の福祉、保健、教育の各関係機関によるネットワーク会議を設置し、検討を行っています。

(4) 心理相談補助事業

区内大学と連携し、豊島区民が発達障害に起因した社会生活上の問題について相談した場合の心理相談事業利用料の一部を補助しています。

（大正大学カウンセリング研究所・帝京平成大学臨床心理センターにて実施）

【補助実績】

年度	29	30	元	2	3
補助件数	360 件	279 件	339 件	206 件	354 件

５.社会参加・交流等　障害福祉課

(1) 障害者福祉のしおりの発行

心身障害者関係の現行諸制度を周知し、利便を図るための手引きとして「障害者福祉のしおり」を発行し、配布しています。

平成23年度・24年度版から音声コードを付けました。

視覚障害者（１、２級）に対しては、平成27年度・28年度版からデイジー版のしおりを配布しています。また、知的障害者に対して「わかりやすいふくしのしおり」を作成し、配布しています。

(2) 障害者広報の発行

心身障害者福祉手当等の周知及び利便を図るために「障害者広報」を発行し、配布しています。

(3) 福祉テレホンサービス〔事業開始：昭和62年５月〕

障害者福祉に関する情報をテレホンサービスで提供しています。各種制度や手当に関する情報、区内イベント、生活情報などをテープで流しています。１回約５分、毎月２回程度内容を更新しています。通話料は無料です。

電話番号（0120）１６１６２４（いろいろニュース）

(4) スポーツのつどい、ふくし健康まつり

障害者及びその介護者のレクリエーションと一般区民への福祉に対する普及、啓発を目的とした事業です。

令和３年度実績

◆スポーツのつどい

写真募集形式で実施

◆ふくし健康まつり

新型コロナウイルス感染防止のため中止

(5) 団体助成〔事業開始：昭和45年４月〕

区内の心身障害者福祉団体の自主的な活動に要する経費の一部を助成し、団体の円滑な運営と福祉活動の充実・発展をはかっています。

＜令和３年度助成対象団体＞

・豊島区障害者団体連合会
・豊島区身体障害者福祉協会
・豊島区肢体不自由児者を育てる会
・豊島区聴覚障害者協会
・豊島区手をつなぐ親の会
・豊島区盲人福祉協会
・きゅりっと
・特定非営利活動法人アフタースクールの会
・スノードロップ楽団

(6) 障害者文化活動推進事業

障害者美術展 ～ときめき想造展～

障害者の社会参加の意欲を高め、障害者への理解を深めるため、区内在住・在学・在勤等の障害者の制作した美術作品を集め、美術展を開催しています。

令和３年度実績

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン展覧会として開催

６.相談・指導　　障害福祉課

心身障害者に対する相談・指導は、障害の種類、程度、家庭の状況等、極めて多種多様なため、専門的な知識と技術を有する身体障害者福祉司と知的障害者福祉司及び保健師（精神・難病関係）等が行っています。

この中で特に医学、心理学、職能等の科学的判定を必要とする場合には、東京都心身障害者福祉センターに依頼し、その判定に基づいて適切な指導、支援を行っています。

【 身体障害者の相談・指導状況 】〔事業開始：昭和40年４月　都より移管〕

年度	区分	手帳について	更生医療	補装具	職業について	在宅について	施設について	医療保健	生活経済面について	日常生活用具	住宅設備改善	交通等の割引	法外事業	その他	計
29	障害者在宅支援グループ	2,053	578	840	41	120	148	7	61	594	40	1,652	42	3,379	9,555
	東部障害支援センター	496	104	242	2	6	8	0	4	176	3	495	130	662	2,328
	西部障害支援センター	106	5	39	5	6	2	7	3	22	7	67	0	145	414
	計	2,655	687	1,121	48	132	158	14	68	792	50	2,214	172	4,186	12,297
30	障害福祉課	2,727	513	1,149	9	69	80	18	68	864	41	1,963	233	2,180	9,914
元	障害福祉課	2,061	663	1,209	8	77	55	10	16	935	94	1,933	453	1,600	9,114
2	障害福祉課	3,663	649	1,339	12	257	65	11	23	970	78	1,512	874	2,425	11,878
3	障害福祉課	3,932	676	1,132	14	190	64	8	13	747	61	1,225	829	2,698	11,589

※西部障害支援センターは平成29年度、東部障害支援センターは平成30年度より業務を委託しているため、障害福祉課に統合して掲載。

西部・東部障害支援センターは業務委託化以降、特定相談支援事業（基本相談支援・計画相談支援）及び障害福祉サービスの受付・紹介を実施している。

【 知的障害者の相談・指導状況 】〔事業開始：昭和40年４月　都より移管〕

年度	施設		職親委託	職業	医療保険	生活	教育	居宅サービス	愛の手帳	その他	計
	知障援護	その他									
29	614	173	0	125	74	282	21	182	52	3,179	4,684
30	992	267	0	214	374	640	38	493	271	6,051	9,340
元	411	60	0	64	52	147	7	243	73	2,353	3,403
2	384	67	0	81	93	66	3	296	82	1,625	2,697
3	805	72	0	169	267	312	25	417	196	3,610	5,873

【 精神障害者の相談・指導状況 】〔事業開始：平成20年４月　保健所より移管〕

年度	福祉サービスの利用に関する支援	障害の理解や病状に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消に関する支援	教育・教育に関する支援	家族関係に関する支援	経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
29	1,533	414	247	468	0	83	19	65	240	129	10	2	3,210
30	1,972	242	289	463	8	59	28	66	195	87	6	0	3,415
元	1,769	207	200	447	7	22	20	101	148	56	9	2	2,988
2	1,793	229	145	539	2	60	46	124	226	74	12	0	3,250
3	2,021	160	214	443	3	48	32	92	201	82	15	0	3,311

【 難病患者等の相談・指導状況 】

年度	福祉サービスの利用に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
29	28	3	17	14	3	0	0	0	1	0	0	0	66
30	50	24	35	20	0	0	0	1	0	3	0	0	133
元	47	12	17	0	0	0	2	0	2	0	0	0	80
2	75	13	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	101
3	20	26	36	8	0	2	4	2	0	2	0	0	100

7．相談員制度　障害福祉課

〔事業開始：身体障害者相談員 昭和42年度、知的障害者相談員 昭和43年度〕

(1) 身体障害者相談員

身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な援護を行うため、原則として身体障害者のなかから身体障害者の福祉増進に熱意をもち、奉仕活動ができる人を、区長が委託（任期２年）し、次のような活動を行っています。

① 身体障害者の地域活動の推進
② 身体障害者の更生援護に関する相談・指導及び関係機関に対する協力
③ 身体障害者に対する認識と理解を深めるための活動

【 身体障害者相談員（５名） 】　（令和４年度）

氏名	委託実績	住所	電話番号	備考
小宮山　芳人	平成20年４月～	南長崎	3953-2776	視覚
山本　哲史	令和４年４月～	東池袋	090-9415-0019	肢体
佐藤　修	平成24年４月～	駒込	FAX　5974-5846	聴覚
長谷川　則之	平成28年４月～	南長崎	FAX　3952-0616	聴覚
武井　悦子	令和２年６月～	北大塚	080-6521-8001	視覚

(2) 知的障害者相談員

知的障害者の更生援護に関し相談に応じ、必要な指導助言を行うため、知的障害者の保護者など、知的障害者の福祉増進に熱意を有し奉仕活動のできる人を、区長が委託（任期２年）し、次のような活動を行っています。

① 知的障害者の家庭における療育・生活などに関する相談に応じ、必要な指導・助言
② 知的障害者の施設入所、就学、就職などに関し関係機関への連絡
③ 知的障害者に対する認識と理解を深めるための活動

【 知的障害者相談員（４名） 】　（令和４年度）

氏名	委託実績	住所	電話番号
早川　光代	平成12年４月～	巣鴨	3915-6238
吉田　康二	令和４年４月～	目白	3951-8971
遠藤　とし子	令和４年４月～	上池袋	3916-4830
礒崎　たか子	平成12年４月～	上池袋	3576-6332（昼）3916-4769（夜）

８. 手帳の交付　　障害福祉課

(1) 身体障害者手帳

身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳で、障害の種類、程度により１級～６級に等級が定められています。

【 身体障害者手帳等級別所持者数 】　　（令和４年３月末現在）

	視覚障害				聴覚障害				音声・言語障害			
区分	65歳以上	64歳～18歳	18歳未満	小計	65歳以上	64歳～18歳	18歳未満	小計	65歳以上	64歳～18歳	18歳未満	小計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
１級	101	52	7	160	16	3	0	19	1	0	0	1
２級	103	72	0	175	66	68	15	149	3	1	0	4
３級	16	4	0	20	38	23	8	69	43	3	0	46
４級	27	12	1	40	128	36	2	166	15	13	2	30
５級	34	36	2	72	2	1	0	3	0	0	0	0
６級	16	9	0	25	126	29	8	163	0	0	0	0
計	297	185	10	492	376	160	33	569	62	17	2	81

【 身体障害者手帳所持者数 】〔事業開始：昭和25年４月〕　　（各年度末時点）

年　度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
	人	人	人	人	人	人
29	617	608	103	3,614	2,694	7,636
30	599	632	108	3,509	2,716	7,564
元	597	632	97	3,459	2,767	7,552
2	599	653	98	3,355	2,721	7,426
3	492	569	81	2,719	2,464	6,325

※令和３年度から統計手法を見直し

【 身体障害者手帳等級別所持者数 】

（令和４年３月末現在）

	肢体不自由				内部障害				計			
区分	65歳以上	64歳～18歳	18歳未満	小計	65歳以上	64歳～18歳	18歳未満	小計	65歳以上	64歳～18歳	18歳未満	小計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
１級	248	216	30	494	1,021	421	25	1,467	1,387	692	62	2,141
２級	325	220	15	560	14	89	0	103	511	450	30	991
３級	421	140	9	570	172	154	3	329	690	324	20	1,034
４級	583	163	6	752	393	169	2	564	1,146	393	13	1,552
５級	119	85	3	207	1	0	0	1	156	122	5	283
６級	69	67	0	136	0	0	0	0	211	105	8	324
計	1,765	891	63	2,719	1,601	833	30	2,464	4,101	2,086	138	6,325

(2) 愛の手帳（東京都療育手帳）

知的障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳で、東京都心身障害者福祉センター（18歳未満の場合は児童相談所）で判定し、交付しています。

障害の程度は１度（最重度）・２度（重度）・３度（中度）・４度（軽度）に区分されています。

【 愛の手帳交付状況 】

（各年度末時点）

障害別	１度（最重度）			２度（重度）			３度（中度）			４度（軽度）			計		
年度	18歳以上	18歳未満	小計	18歳以上	18歳未満	小計	18歳以上	18歳未満	小計	18歳以上	18歳未満	小計	18歳以上	18歳未満	小計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
29	25	8	33	206	58	264	227	48	275	454	128	582	912	242	1,154
30	31	7	38	233	51	284	241	56	297	573	113	686	1,078	227	1,305
元	32	6	38	226	54	280	226	55	281	524	101	625	1,008	216	1,224
2	32	5	37	229	56	285	218	57	275	517	96	613	996	214	1,210
3	31	5	36	224	66	290	220	59	279	514	104	618	989	234	1,223

９. 手当・年金　　障害福祉課

(1) 障害児福祉手当（国制度）

区内に住所があり、20歳未満で在宅の重度心身障害児（身体障害者手帳１級程度、愛の手帳１度程度、常時介護を必要とする疾病、精神障害のある者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、障害年金受給者、障害者本人の所得が次表の限度額を超える場合、または扶養義務者等の所得が次表の限度額以上の場合を除きます。

【 所得限度額 】　（令和４年度）

扶養者数	０　人	１　人	２　人	３　人	４　人
本　　人	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 5,124,000
配偶者又は扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

【 障害児福祉手当支給状況 】〔事業開始：昭和61年４月〕　（各年度末時点）

年度	受給者数						手当額
	外部障害者	内部障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	計	
	人	人	人	人	人	人	円
29	28	4	8	0	5	45	14,580
30	27	2	12	0	10	51	14,650
元	24	5	7	0	17	53	14,790
2	20	5	9	1	19	54	14,880
3	22	4	9	1	6	42	14,880

(2) 特別障害者手当（国制度）

区内に住所があり、20 歳以上で在宅の重度心身障害者（精神または身体に、より重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、３か月を超えて入院している場合、障害者本人の所得が次の表の限度額を超える場合、または扶養義務者等の所得が次表の限度額以上の場合を除きます。

【 所得限度額 】　（令和４年度）

扶養者数	０　人	１　人	２　人	３　人	４　人
本　　人	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 5,124,000
配偶者又は扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

【 特別障害者手当支給状況 】〔事業開始：昭和61年４月〕　（各年度末時点）

年度	受給者数						手当額
	外部障害者	内部障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	計	
	人	人	人	人	人	人	円
29	73	2	47	4	27	153	26,810
30	67	3	47	4	34	155	26,940
元	58	2	39	5	56	160	27,200
2	64	2	41	5	53	165	27,350
3	39	2	45	4	57	147	27,350

(3) 福祉手当（経過措置：国制度）

国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第７条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第 134 号）に基づき福祉手当制度が障害児福祉手当及び特別障害者手当の２つの手当制度に改正されたためこの２つの制度に該当しない旧福祉手当受給者（身体障害者手帳１級程度、愛の手帳１度程度、常時介護を必要とする精神障害者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、障害基礎年金受給者、障害者本人の所得が次表の限度額を超える場合、または扶養義務者等の所得が次表の限度額以上の場合を除きます。

【 所得限度額 】　（令和４年度）

扶 養 者 数	０　人	１　人	２　人	３　人	４　人
本　　人	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 5,124,000
配偶者又は扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

【 福祉手当経過措置支給状況 】〔事業開始：昭和61年４月ただし従前の福祉手当は50年10月から〕　（各年度末時点）

年度	受　給　者　数						手 当 額
	外部障害者	内部障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	計	
	人	人	人	人	人	人	円
29	3	0	0	1	0	4	14,580
30	3	0	0	1	0	4	14,650
元	2	0	1	0	0	3	14,790
2	1	0	1	0	0	2	14,880
3	1	0	1	0	0	2	14,880

(4) 心身障害者福祉手当

区内に住所がある心身障害者で、身体障害者手帳１～３級、愛の手帳１～４度所持者、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方に対して、次の２種類に区分して支給しています。

ただし、新規で65歳以上の方、難病患者福祉手当、児童育成手当（障害手当）の受給者および施設入所者を除きます。

第１種手当・・・20歳以上の身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方で、障害者本人の所得が次表の限度額を超える場合を除きます。

第２種手当・・・身体障害者手帳の３級（20歳未満の１～２級も該当）、愛の手帳４度（20歳未満の１～３度も該当）の方で、障害者本人の所得（20歳未満の方は扶養義務者の所得）が次表の限度額を超える場合を除きます。

【 所得限度額 】　（令和４年度）

扶 養 者 数	０　人	１　人	２　人	３　人	４　人
本　　人 （20 歳未満の方は扶養義務者）	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 5,124,000

（平成14年８月改定）

【 心身障害者福祉手当支給状況 】〔事業開始：昭和49年10月〕　（各年度末時点）

年度	第１種手当						第２種手当					
	受給者数					手当額	受給者数					手当額
	身体障害者	知的障害者	脳性麻痺者	進行性筋萎縮症	計		身体障害者	知的障害者	脳性麻痺者	進行性筋萎縮症	計	
	人	人	人	人	人	円	人	人	人	人	人	円
29	1,597	227	76	2	1,902	15,500	442	382	1	0	825	8,500
30	1,543	230	75	2	1,850	15,500	440	398	1	0	839	8,500
元	1,538	228	74	2	1,842	15,500	436	395	1	0	832	8,500
2	1,488	226	73	2	1,789	15,500	420	385	1	0	806	8,500
3	1,449	227	72	1	1,749	15,500	397	396	1	0	794	8,500

(5) 難病患者福祉手当

〔事業開始：昭和50年４月〕

区内に住所があり難病と認められた疾病（353 疾病）を有する方に対して支給しています。

ただし、新規で65歳以上の方、心身障害福祉手当、児童育成手当（障害手当）の受給者及び施設入所者を除きます。

所得が次表の限度額を超える場合を除きます。

【 難病患者福祉手当支給状況 】　（各年度末時点）

年度	受給者数	手当額
	人	円
29	622	12,000
30	699	12,000
元	771	12,000
2	830	12,000
3	895	12,000

【 所得限度額 】　（令和４年度）

扶養者数	０　人	１　人	２　人	３　人	４　人
	円	円	円	円	円
本人 （20 歳未満の方は扶養義務者）	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

（平成14年８月改定）

(6) 重度心身障害者手当（都制度）

〔事業開始：昭和48年10月〕

心身に特に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を要する者（①重度の知的障害で、常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者、②重度の知的障害と身体障害のある者、③重度の肢体不自由者で、両上肢下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、３か月を超えて入院している方及び新規で65歳以上の方は除きます。（所得制限あり）

【 重度心身障害者手当支給状況 】（各年度末時点）

年度	受給者数	手当額
	人	円
29	112	60,000
30	111	60,000
元	114	60,000
2	117	60,000
3	111	60,000

所得が次表の限度額を超える場合を除きます。

【 所得限度額 】 （令和４年度）

扶 養 者 数	０ 人	１ 人	２ 人	３ 人	４ 人
本人 （20 歳未満の方は扶養義務者）	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 5,124,000

（平成14年８月改定）

(7) 心身障害者扶養年金（都制度）

〔事業開始：昭和44年４月〕

心身障害者の保護者が、死亡または心身の機能をほとんど喪失した状態になった場合、心身障害者に年金（月額３万円／特約付加した場合は４万円）を給付。また心身障害者が死亡した場合、保護者に弔慰金・葬祭料（３万円／特約付加した場合は４万円）を支給しています。

（平成 19 年３月１日に制度が廃止されたため、すでに年金を受給している者を除き、加入者の払込金は分割または一括で清算）

【 心身障害者扶養年金加入及び受給状況 】 （各年度末時点）

年度	29	30	元	2	3
受給者数	人 132	人 126	人 122	人 119	人 112

(8) 心身障害者扶養共済制度（都制度）

〔事業開始：平成20年４月１日〕

心身障害者を扶養している保護者が加入者となり、加入者が死亡または重度の心身障害者となった場合、心身障害者に終身一定の年金を給付する制度。東京都扶養年金制度の廃止に伴い、都道府県・政令指定都市が条約に基づいて実施している心身障害者扶養共済制度を開始した。

・加入資格・・・以下のすべての要件を満たす者

① 心身障害者の保護者であること

② 東京都内に住所があること

③ 加入初年度の初日（４月１日）の年齢が65歳未満であること

④ 特別な疾病や障害が無く、保険契約の対象となる健康状態であること

(9) 重度心身障害者特別給付金

〔事業開始：平成６年４月〕

国籍・居住要件等によって無年金の状態にある身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度程度の障害者に対して給付金額 30,000 円を支給しています。

【 重度心身障害者特別給付金状況 】 （各年度末時点）

年度	29	30	元	2	3
受給者数	人 1	人 1	人 1	人 0	人 0

≪日常生活への援助≫

10. 障害者就労支援事業　障害福祉課

〔事業開始：平成14年４月〕

(1) 事業の内容

障害者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労支援と生活支援を一体的に提供し、自立と社会参加の一層の促進を図ります。

〈対象者〉

・区内在住の障害のある方、指定難病の認定を受けている方
・区内就労移行支援事業所等に通所している障害のある方
・区内在住の障害のある方、難病患者のご家族及び関係者
・障害のある方、難病患者を雇用している、または雇用を考えている区内の事業主

①　相談事業

一般就労を希望する障害者手帳をお持ちの方、在宅の方や既に就労をしている方を対象に、職業相談、職業準備、職場開拓、職場定着支援等を行っています。

また、社会生活上必要な生活支援も行います。障害者雇用をしている事業主、雇用をしようとお考えの事業主に対して、雇用アドバイスも行います。

利用者の社会性の向上を図る為に、余暇支援として、障害別に年６回就労者の集いを実施しています。

（各年度末時点）

区　分	件　数	内　容
就労支援 及び 生活支援	11,098 件	職業相談、就職に向けた準備、職場開拓支援、企業実施集支援、職場定着支援（企業訪問等）、離職時の調整、関係機関同行、日常生活支援、将来設計自己決定支援

②　就労促進支援事業

一般就労を希望する障害者手帳をお持ちの方、現在就労している方、復職を目指している方を対象に、個々の状況に合わせながら就労支援を行います。

（各年度末時点）

区　分	件　数	内　容
就労支援 及び 生活支援	1,312 件	・職場体験学習実施（区役所内・企業内） ・就労前準備講座開催 ・面接対策（履歴書等作成支援、模擬面接、面接同行）

【 就労支援事業利用者の新規就職者数 】　（各年度末時点）

年度	建設業	製造業	電気・ガス業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援	その他	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
29	3	0	0	7	2	12	6	1	6	8	3	34	82
30	1	2	2	9	5	7	6	0	4	6	1	23	66
元	1	0	0	12	3	2	2	1	4	3	3	38	69
2	4	6	0	4	1	11	1	2	5	3	3	20	60
3	1	7	1	7	0	2	1	2	1	8	2	20	52

令和３年度その他の業種について：人材派遣等

③　ネットワーク業務

施設・就労支援グループを事務局として、障害者の就労前から就労後の生活をより豊かに営むことができるよう関係機関の連携のもと総合的に支援していきます。

〔活動内容〕

〈ネットワーク会議〉関係機関（下欄参照）の担当者が集まり、情報交換や講師を招き講演会を開催します。（年１回）

〈担当者会〉就労に関わる担当者会を開催し、関係機関（下欄参照）の事業所と情報交換を行います。（年２回）

ハローワーク池袋	東京障害者職業センター	東京しごと財団
中央・城北職業能力開発センター板橋校	豊島通勤寮	筑波大学附属大塚特別支援学校
東京都立王子特別支援学校	東京都立志村学園	永福学園
豊島区立福祉ホームさくらんぼ	生活福祉課	豊島区立心身障害者福祉センター
駒込福祉作業所・就労サポートＩＫＥＨＯＯＯＮ	豊芯会（ジョブトレーニング事務所）	池袋保健所
長崎健康相談所	さら就労塾＠ぽれぽれ／池袋	いけぶくろ茜の里
ワークスペース　のぞみ	ＳＩＮ 医療福祉サービス	あおぞら作業所
ＬＩＴＡＬＩＣＯ ワークス大塚	ＳＡＫＵＲＡ 池袋センター	Ｌｉｎｋキャリアサポートセンター
Ｋａｉｅｎ 池袋	ニューロワークス大塚センター	ウェルビー池袋センター
くらし・しごと相談支援センター	ｍａｎａｂｙ駒込駅前事務所	プレンティとしまく
ル・ピュル	ディーキャリア池袋オフィス	「リハス」大塚

④　ほっと・サロン事業

主に就労している知的障害者の方を対象に、休日を過ごす場を提供し、障害者同士の交流を通して、就労の定着を支援します。

対象：豊島区在住で就労している、または豊島区内で就労している知的障害者の方

頻度：月２回　第１、４土曜日　10：00～15：00

場所：豊島区心身障害者福祉センター等

※年に１回　募集により登録、ただし定員あり

11. 障害者総合支援法　　障害福祉課

〔事業開始：平成18年４月〕

平成25年４月より、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

主な改正点として、制度の谷間の無い支援を提供する観点から、障害者（児）の定義に新たに難病等が追加され、難病患者等で症状の変化などにより、身体障害者手帳を取得できないが一定の障害がある方が、障害福祉サービスの対象となりました。

また、平成26年４月より、障害支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

(1) 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、全国一律の障害福祉サービスである『自立支援給付』と、実施する各自治体の独自サービスである『地域生活支援事業』から成り立ち、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援しています。

(2) 自立支援給付の概要

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別にサービスが支給されます。自立支援給付は、以下の６つに大別されます。

①「介　護　給　付」…日常生活に必要な支援
②「訓 練 等 給 付」…自立した生活に必要な知識や技術を身につける支援
③「自立支援医療」…障害に係る医療費の支援
④「補　装　具　費」…必要と認められる補装具の購入費、修理費の支給
⑤「計画相談支援給付」…支給決定時のサービス等利用計画及び支給決定後の見直しを行う。
⑥「地域相談支援給付」…地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

障害福祉サービスの体系

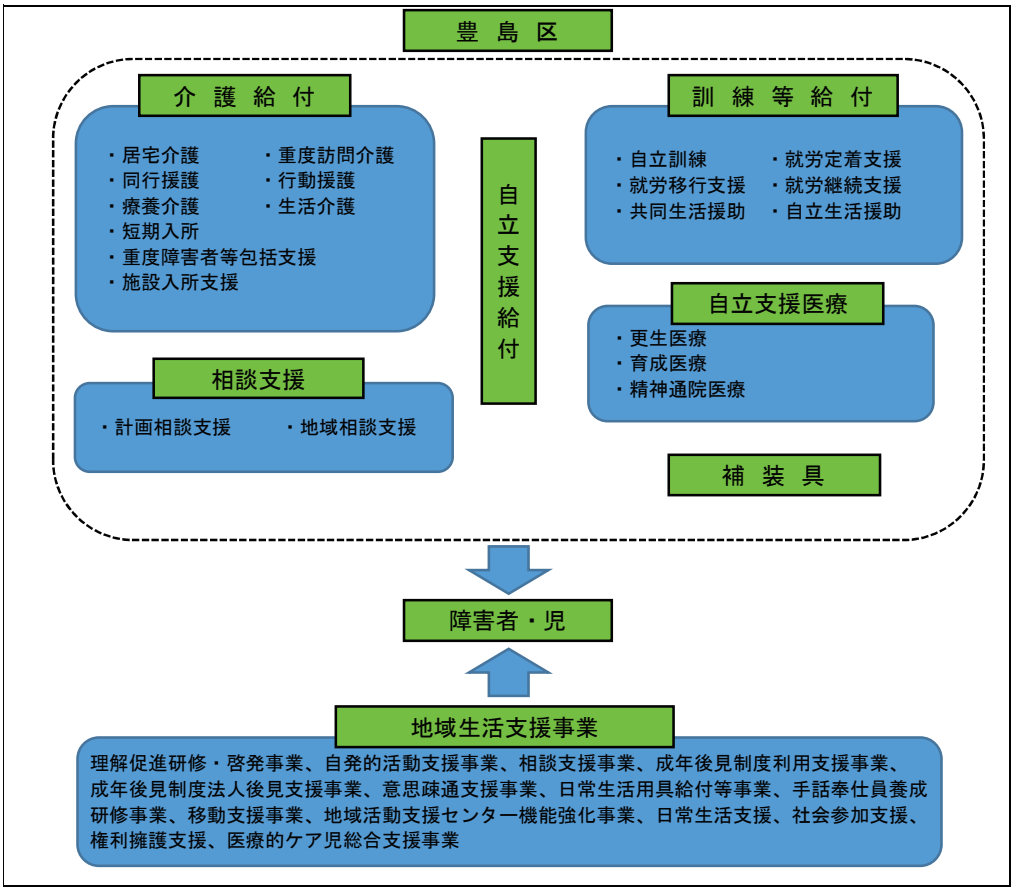

(3) 障害児を対象としたサービス

障害児通所支援は、平成24年度から児童福祉法によるサービスへ変更となりました。

(4) 地域生活支援事業の概要

障害者が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用する方の状況に応じたサービスを提供しています。

(5) 利用者負担

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。

自己負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。なお、経過措置として区独自の軽減策を実施している事業もあります。

(6) 障害支援区分認定

平成26年４月より、「障害程度区分」は必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」へ名称・定義が変更になりました。

障害支援区分の認定を要する支給申請をされた方は、区の認定を受ける必要があり、申請に対しては、認定調査の結果と医師意見書等をもとに障害認定審査会に審査判定を依頼します。

障害認定審査会では、障害支援区分（１～６）、または非該当について、審査及び判定を行い、認定の有効期間を定めます。

認定の有効期間は３年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合には、３か月以上３年未満の範囲で短縮されます。

区は認定審査会の結果に基づき障害支援区分を認定し、申請者に通知します。

有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。

【豊島区障害認定審査会】

障害認定審査会は、区長の附属機関として、障害支援区分認定基準に照らして審査及び判定を行うため、また、区が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置されました。障害者の実情に通じた障害保健福祉の学識経験を有する者で構成され、身体障害・知的障害・精神障害・難病等の各分野の均衡に配慮されています。委員の任期は２年です。

審査会は５人の委員で構成する２つの合議体が設置され、それぞれの合議体で審査判定業務を行います。

○委員数　10人（令和４年４月１日現在）

○障害認定審査会（合議体）

開催回数　２４回（令和３年度）

【 審査判定状況 】　（各年度末時点）

年度	障害種別	審査判定件数	障害支援区分内訳							申請区分内訳		
			非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	新　規	更　新	変　更
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
29	全　体	281	0	5	50	42	48	38	98	80	195	6
	身　体	94	0	2	9	15	10	12	46	21	71	2
	知　的	145	0	0	11	22	35	25	52	26	117	2
	精　神	42	0	3	30	5	3	1	0	33	7	2
30	全　体	374	0	5	78	66	61	48	116	84	281	9
	身　体	137	0	1	26	25	13	11	61	40	95	2
	知　的	183	0	0	18	31	44	37	53	17	162	4
	精　神	54	0	4	34	10	4	0	2	27	24	3
元	全　体	270	0	6	52	59	53	42	58	73	191	6
	身　体	73	0	0	7	23	11	6	26	30	43	0
	知　的	160	0	3	21	30	40	35	31	26	129	5
	精　神	37	0	3	24	6	2	1	1	17	19	1
2	全　体	250	0	0	50	54	46	28	72	74	169	7
	身　体	89	0	0	5	23	11	12	38	26	63	0
	知　的	115	0	0	14	22	31	15	33	22	87	6
	精　神	46	0	0	31	9	4	1	1	26	19	1
3	全　体	314	0	4	45	78	63	42	82	64	244	6
	身　体	99	0	1	8	34	8	4	44	20	79	0
	知　的	168	0	1	18	29	46	38	36	27	137	4
	精　神	47	0	2	19	15	9	0	2	17	28	2

※障害が重複される場合は、主たる障害により計上しています。

(7) 自立支援給付状況

対象：身体、知的、精神、難病、障害児（18 歳未満の者）

※重複障害の場合は、身体＞知的＞精神＞難病の順に優先して計上

【 訪問系サービス 】

年度	区分	居宅介護		重度訪問介護		行動援護		同行援護	
		延べ人数	時間	延べ人数	時間	延べ人数	時間	延べ人数	時間
		人	時間	人	時間	人	時間	人	時間
29	身体障害者	1,120	21,367.3	285	70,921.0	0	0	826	21,324.0
	知的障害者	303	4,189.8	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	358	1,813.0	0	0	0	0	0	0
	障害児	100	1,427.0	0	0	0	0	4	48.0
	難病	2	18.0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,883	28,815.1	285	70,921.0	0	0	830	21,372.0
30	身体障害者	1,234	23,279.3	268	68,177.5	0	0	874	23,975.5
	知的障害者	269	3,394.8	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	429	1,935.5	0	0	0	0	0	0
	障害児	61	779.5	0	0	3	74	0	0
	難病	3	12.0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,996	29,401.1	268	68,177.5	3	74	874	23,975.5
元	身体障害者	1,441	22,102.6	222	68,861.5	0	0	1,206	26,442.0
	知的障害者	481	5,080.8	62	2,925.5	0	0	0	0
	精神障害者	477	2,109.0	0	0	0	0	0	0
	障害児	137	942.5	0	0	12	385.5	0	0
	難病	38	135.5	0	0	0	0	0	0
	合計	2,574	30,370.4	284	71,787.0	12	385.5	1,206	26,442.0
2	身体障害者	1,453	25,617.2	293	80,374.5	0	0	906	18,098.5
	知的障害者	363	4,718.8	6	681.0	2	4	0	0
	精神障害者	448	2,384.8	0	0	0	0	0	0
	障害児	84	688.5	0	0	12	490.5	0	0
	難病	19	140.5	0	0	0	0	0	0
	合計	2,367	33,549.8	299	81,055.5	14	494.5	906	18,098.5
3	身体障害者	1,473	25,533.5	309	93,270	0	0	1,001	20,678
	知的障害者	365	4,572.3	24	4,322	2	5	0	0
	精神障害者	502	2,930.3	0	0	1	10.5	0	0
	障害児	56	667.5	0	0	12	868.5	0	0
	難病	10	40	0	0	0	0	0	0
	合計	1,406	33,743.6	333	97,592	15	884	1,001	20,678

【 日中活動系サービス 】

年度	区分	生活介護	療養介護	自立訓練	就労移行支援※1	就労継続支援※2	短期入所		自立生活援助	就労定着支援
		延べ人数					延べ人数	日数	延べ人数	
		人	人	人	人	人	人	日	人	人
29	身体障害者	1,548	304	102	103	594	239	1,411		
	知的障害者	2,141	12	77	194	1,651	348	3,747		
	精神障害者	70	0	296	540	1,793	0	0		
	障害児	0	0	0	0	0	125	708		
	難病	0	0	9	3	0	0	0		
	合計	3,759	316	484	840	4,038	712	5,866		
30	身体障害者	1,546	312	91	138	539	227	1,375	0	9
	知的障害者	2,186	12	111	191	1,759	392	4,782	0	20
	精神障害者	96	0	275	650	2,026	12	44	0	69
	障害児	0	0	0	0	0	94	415	0	0
	難病	0	0	12	0	0	0	0	0	0
	合計	3,828	324	489	979	4,324	725	6,616	0	98
元	身体障害者	915	299	102	181	292	176	974	1	21
	知的障害者	2,858	24	47	185	1,980	419	3,592	0	57
	精神障害者	127	0	255	671	2,056	1	2	8	213
	障害児	0	0	0	0	0	98	468	0	0
	難病	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	合計	3,900	323	407	1,037	4,328	694	5,036	9	291
2	身体障害者	1,498	310	104	159	544	160	1,221	15	21
	知的障害者	2,433	12	12	207	1,654	268	2,736	8	54
	精神障害者	110	0	201	623	1,971	0	0	25	274
	障害児	0	0	0	0	0	38	175	0	0
	難病	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	合計	4,041	322	317	989	4,181	466	4,132	48	349
3	身体障害者	1,472	310	83	122	606	183	1,154	19	30
	知的障害者	2,439	3	17	181	1,738	281	2,664	13	55
	精神障害者	127	0	204	824	2,169	0	0	44	305
	障害児	0	0	0	0	0	60	264	0	0
	難病	0	0	1	0	12	0	0	0	0
	合計	4,038	313	305	1,127	4,525	524	4,082	76	390

※1　就労移行支援と就労移行支援（養成施設）の合計実績　※2　就労継続支援Ａ型と就労継続支援Ｂ型の合計実績

【 居住系サービス 】

年度	区分	施設入所	共同生活援助
		延べ人数	
29	身体障害者	795 人	155 人
	知的障害者	1,287	1,114
	精神障害者	4	580
	障害児	0	0
	難病	0	0
	合計	2,086	1,849
30	身体障害者	775	158
	知的障害者	1,328	1,134
	精神障害者	0	588
	障害児	0	0
	難病	0	0
	合計	2,103	1,880
元	身体障害者	459	43
	知的障害者	1,637	1,304
	精神障害者	1	590
	障害児	0	0
	難病	0	0
	合計	2,097	1,937
2	身体障害者	725	240
	知的障害者	1,338	1,323
	精神障害者	0	604
	障害児	0	0
	難病	0	0
	合計	2,063	2,167
3	身体障害者	668	315
	知的障害者	1,295	1,442
	精神障害者	0	623
	障害児	0	0
	難病	0	0
	合計	1,963	2,380

【 相談支援 】

年度	区分	計画相談支援	障害児相談支援	地域相談支援	
				地域移行支援	地域定着支援
		延べ人数			
29	身体障害者	122 人	0 人	0 人	0 人
	知的障害者	314	0	0	0
	精神障害者	301	0	90	20
	障害児	7	248	0	0
	難病	3	0	0	0
	合計	747	248	90	20
30	身体障害者	215	0	0	0
	知的障害者	304	0	0	0
	精神障害者	314	0	34	12
	障害児	4	254	0	0
	難病	2	0	0	0
	合計	839	254	34	12
元	身体障害者	220	0	0	0
	知的障害者	277	0	1	0
	精神障害者	307	0	35	11
	障害児	4	203	0	0
	難病	2	0	0	0
	合計	810	203	36	11
2	身体障害者	192	0	0	0
	知的障害者	377	0	3	0
	精神障害者	344	0	23	8
	障害児	3	207	0	0
	難病	3	0	0	0
	合計	919	207	26	8
3	身体障害者	172	0	0	0
	知的障害者	352	0	0	0
	精神障害者	238	0	29	11
	障害児	1	203	0	0
	難病	4	0	0	0
	合計	767	203	29	11

※計画相談支援については「計画案作成」または「計画案作成＋モニタリング」の請求の年間延人数
（モニタリングのみの請求及びセルフプランは含めない）

【 障害児通所支援 】

年度	区　分	児童発達支援		医療型児童発達支援		放課後等デイサービス		保育所等訪問支援		居宅訪問型 ※児童発達支援	
		延べ人数	実日数	延べ人数	実日数	延べ人数	実日数	延べ人数	実日数	延べ人数	実日数
		人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
29	身体障害者	89	695	17	187	299	3,349	0	0		
	知的障害者	330	2,298	0	0	1,134	12,437	0	0		
	精神障害者	0	0	0	0	63	801	0	0		
	難　　病	0	0	0	0	12	145	0	0		
	手帳未所持	1,342	7,592	0	0	365	3,162	1	1		
	合　　計	1,761	10,585	17	187	1,873	19,894	1	1		
30	身体障害者	162	1,117	5	26	410	5,185	0	0	0	0
	知的障害者	222	1,800	0	0	950	11,821	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	99	1,393	0	0	0	0
	難　　病	0	0	0	0	12	118	0	0	0	0
	手帳未所持	1,673	10,156	0	0	671	5,906	0	0	0	0
	合　　計	2,057	13,073	5	26	2,142	24,423	0	0	0	0
元	身体障害者	191	1,104	6	39	886	5,544	0	0	2	9
	知的障害者	366	2,010	0	0	2,216	12,003	0	0	0	0
	精神障害者	6	6	0	0	191	936	0	0	0	0
	難　　病	0	0	0	0	23	158	0	0	0	0
	手帳未所持	2,436	10,027	0	0	1,554	6,595	1	1	0	0
	合　　計	2,999	13,147	6	39	4,870	25,236	1	1	2	9
2	身体障害者	132	1,141	22	149	368	4,659	0	0	12	114
	知的障害者	136	934	0	0	1,004	13,260	4	6	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	76	883	0	0	0	0
	難　　病	0	0	0	0	12	114	0	0	0	0
	手帳未所持	1,936	13,511	2	10	861	7,128	11	11	0	0
	合　　計	2,204	15,586	24	159	2,321	26,044	15	17	12	114
3	身体障害者	124	1,024	24	183	436	5,252	0	0	12	114
	知的障害者	120	636	0	0	1,019	15,065	14	25	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	60	785	0	0	0	0
	難　　病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手帳未所持	2,178	16,008	0	0	1,189	9,662	102	181	0	0
	合　　計	2,422	17,668	24	183	2,704	30,764	116	206	12	114

※平成30年４月１日から新設

12. 自立支援医療（更生医療）　障害福祉課

【 自立支援（更生）医療の給付状況 】　（各年度末時点）

年度	対象人員	入　院		通　院		合　計	
		延べ人員	金額	延べ人員	金額	延べ人員	金額
	人	人	円	人	円	人	円
29	388	194	64,897,155	3,493	521,519,876	3,687	586,417,031
30	401	163	53,154,771	3,492	549,728,987	3,655	602,883,758
元	468	183	55,166,003	3,060	572,286,063	3,243	627,452,066
2	483	187	67,743,807	3,347	559,422,137	3,534	627,165,944
3	470	189	63,831,524	3,712	548,029,268	3,901	611,860,792

【 自立支援医療（更生医療）の月額負担上限（18歳以上） 】

原則として、医療費の１割負担（入院時の食費は自己負担）　（平成18年４月１日適用）

区　分		月額負担上限	
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	
低所得１	区市町村民税非課税世帯で受給者本人の収入が年収80万円以下	2,500 円	
低所得２	区市町村民税非課税世帯で上記以外	5,000 円	
中間所得	区市町村民税所得割額３万３千円以上23万５千円未満の世帯	医療保険の自己負担限度額	
		重度かつ継続	重度かつ継続以外
中間所得層１	区市町村民税所得割額３万３千円未満の世帯	5,000 円	医療保険の自己負担限度額
中間所得層２	区市町村民税所得割額３万３千円以上23万５千円未満の世帯	10,000 円	
一定所得以上	区市町村民税所得割額23万５千円以上の世帯	20,000 円	自立支援医療の対象外

※ 自立支援医療制度の「世帯」とは、受給者と同じ健康保険に加入している者を同一の世帯とみなす。

※ 「重度かつ継続」とは、腎臓・小腸・免疫・心臓（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）機能障害等の者、または高額な費用負担が継続する者。

13. 補装具費の支給（購入・修理）　障害福祉課

〔事業開始：昭和25年４月〕

身体障害者の障害部位を補い、又はその代替をするため、障害の種類、部位に応じた、各種補装具費の支給を行っています。

【 補装具の購入修理状況（国） 】　（令和３年度末時点）

	身体障害者福祉法			戦傷病者特別援護法		
種　目	購入	修理	計	購入	修理	計
	件	件	件	件	件	件
義　肢	6	6	12	0	0	0
装　具	54	25	79	0	0	0
座位保持装置	10	7	17	0	0	0
盲人安全つえ	40	0	40	0	0	0
義　眼	4	0	4	0	0	0
眼　鏡	19	0	19	0	0	0
補聴器	54	42	96	0	0	0
車いす	27	60	87	0	0	0
電動車いす	11	40	51	0	0	0
歩行補助杖	6	0	6	0	0	0
その他	8	2	10	0	0	0
計	239	182	421	0	0	0

14. 日常生活用具と住宅設備改善費の給付等（地域生活支援事業）　障害福祉課

〔事業開始：昭和44年４月〕

心身障害者の日常生活を容易にするため、下記一覧のような日常生活用具と住宅設備改善費の給付を行っています。（介護保険の制度が優先されます。）

平成18年10月より障害者自立支援法による地域生活支援事業の日常生活用具と住宅設備改善の給付となりました。障害者総合支援法により平成25年４月から難病患者等の方も対象となりました。

【 日常生活用具・住宅設備一覧 】

区分	種目	対象	級
介護・訓練支援用具	特殊寝台(訓練用ベッド含む)	下肢・体幹機能障害 難病等	1・2級
	特殊マット(失禁による汚染等は知的障害者も対象)	下肢・体幹機能障害 知的障害、難病等	1級(児童は2級も) 知1・2度
	特殊尿器	下肢・体幹機能障害 難病等	1級
	入浴担架(洋式)	下肢・体幹機能障害	1・2級
	入浴担架(和式)		
	体位変換機	下肢・体幹機能障害 難病等	1・2級
	移動用リフト		
	訓練イス(児童のみ)	下肢・体幹機能障害	1・2級
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障害 難病等	—
	便器(排泄支援用具)		1・2級
	頭部保護帽	身体障害・知的障害 精神障害	6級以上 知1・2度
	T字杖・棒状の杖	平衡機能・下肢・体幹機能障害・内部障害・難病等	—
	移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	下肢・体幹機能障害難病等・平衡機能障害	—
	温水温風便器	上肢機能障害・知的障害 難病等	1・2級 知1・2度
	火災警報器	身体障害・知的障害	1・2級 知1・2度
	自動消火装置	身体障害・知的障害 難病等	1・2級 知1・2度
	電磁調理器	視覚障害・上肢機能障害・知的障害	1・2級 知1・2度
		下肢・体幹機能障害	1級
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害	1・2級
	屋内信号装置	聴覚障害	1・2級
	浴槽(湯佛器を含む)	下肢・体幹機能障害	1・2級
	湯沸器		
	音響案内装置	視覚障害	1級
在宅療養等支援用具	透析液加温機	腎臓機能障害	—
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等 難病等 医師が意見書で日常生活上必要と認める者	3級以上
	電気式たん吸引器		3級以上
	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者又は在宅酸素療法を受けている者 難病等	—

区分	種目	対象	級
在宅療養等支援用具	音声式体温計	視覚障害	1・2級
	音声式体重計		
	音声血圧計	視覚障害	1・2級
	空気清浄機	呼吸器機能障害	3級以上
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害 肢体不自由	—
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 視覚障害	—
	点字ディスプレイ	視覚障害	1・2級
	点字器		—
	点字タイプライター		1・2級
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）		
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）		
	視覚障害者用活字文書読上装置		
	視覚障害者用拡大読書器		—
	視覚障害者用時計(触読式)		1・2級
	視覚障害者用時計(音声式)		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 音声・言語機能障害	—
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	—
	人口咽頭	音声・言語機能障害 咽頭摘出	—
	フラッシュベル	聴覚障害 音声・言語機能障害	3級以上
	会議用拡聴器	聴覚障害	4級以上
	携帯用信号装置	聴覚障害 音声・言語機能障害	3級以上
排泄管理支援用具	ストマ装具(紙おむつ含む)	ストマ造設 高度の排泄・排尿機能障害	—
	収尿器		—
住宅改善費	居宅生活動作補助用具(小規模住宅改修)	下肢・体幹機能障害内部障害(車いす交付)、難病等	1～3級
	中規模住宅改修(都種目)	下肢・体幹機能障害内部障害(車いす交付)	1・2級
	屋内移動設備(都種目)	下肢・体幹機能障害内部障害(車いす交付)	1級

※「—」は障害の等級に関係なく支給されます。

【 日常生活用具の月額負担上限 】 原則として、費用の３％を自己負担 （平成22年４月適用）

区　分	生活保護	低所得	一般
	生活保護受給世帯	区市町村民税非課税世帯の方	区市町村民税課税世帯の方
月額負担上限額	0円	0円	18,600円

【 日常生活用具及び住宅設備改善給付状況 】

種　目		年度				（単位：件）
		29	30	元	2	3
介護・訓練支援用具	特殊寝台	5	5	7	3	5
	特殊マット	3	6	5	5	7
	特殊尿器	0	0	0	0	0
	入浴担架	0	0	1	1	1
	体位変換器	0	1	0	1	0
	移動用リフト	0	1	1	1	1
	訓練いす（児のみ）	0	0	0	0	0
	訓練用ベッド（児のみ）	0	2	0	0	0
自立生活支援用具	入浴補助用具	14	16	10	13	8
	便器	2	0	0	0	3
	Ｔ字杖・棒状の杖	4	7	3	3	7
	移動・移乗支援用具（歩行支援用具）	8	6	6	5	3
	頭部保護帽	10	6	13	4	6
	温水温風便器	0	0	0	0	0
	火災警報器	1	0	0	1	0
	自動消火器	1	0	0	0	0
	電磁調理器	5	3	1	1	3
	歩行時間延長信号機用小型送信機	0	19	11	1	1
	屋内信号装置	3	5	3	2	5
	浴槽（湯沸器を含む）	0	0	0	0	1
	音響案内装置	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5	4	4	4	1
	ネプライザー（吸入器）	3	5	7	4	4
	電気式たん吸引機	7	10	11	11	8
	パルスオキシメーター（平成24年度から給付対象）	3	5	0	3	7
	音声式体温計	6	4	2	8	11

【 日常生活用具及び住宅設備改善給付状況 】

種　　目		年度				（単位：件）
		29	30	元	2	3
在宅療養等支援用具	音声式体重計	0	4	5	8	3
	音声血圧器	5	5	1	8	8
	吸入・吸引器	0	5	3	0	0
	空気清浄機	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	2	2	1	3	1
	情報・通信支援用具	16	10	17	14	16
	点字ディスプレイ	4	3	4	4	2
	点字器	3	2	2	1	3
	点字タイプライター	2	0	0	2	1
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	10	10	5	8	12
	視覚障害者用活字文書読上装置	0	4	2	3	4
	視覚障害者用拡大読書器	18	7	7	11	6
	視覚障害者用時計	10	9	6	8	7
	聴覚障害者用通信装置	0	7	3	3	4
	聴覚障害者用情報受信装置	0	4	0	0	0
	人工咽頭	62	49	5	2	7
	フラッシュベル	2	0	1	0	3
	会議用拡張器	0	0	0	0	0
	携帯用信号装置	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	ストマ装具	3,856	3,546	4,200	3,909	4,120
	紙おむつ等	202	188	353	172	169
	収尿器	0	0	0	0	0
住宅改善費	居宅生活動作補助用具（小規模住宅改修）	4	1	6	5	2
	中規模住宅改修	3	2	2	3	0
	屋内移動設備	0	2	3	0	0
	計	4,279	3,965	4,711	4,235	4,450

移動支援事業（地域生活支援事業）

〔事業開始：平成18年10月〕

屋外での移動が困難な障害者（児）に外出の支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。

【 移動支援支給内訳 】

年度	延べ人数	支給時間
	人	時間
29	1,603	24,415
30	1,550	23,645
元	1,408	23,061
2	549	15,874
3	1,450	20,541

日中一時支援事業（地域生活支援事業）

〔事業開始：平成18年10月〕

障害者（児）を通常介護している方が、一時的に介護できない時に障害者（児）に対して、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助を行います。

【 日中一時支援事業支給内訳 】

年度	延べ人数	延べ利用回数
	人	回
29	77	193
30	86	570
元	86	774
2	55	469
3	63	880

15. 重度身体障害者等緊急通報システム　障害福祉課

〔事業開始：平成４年５月〕

ひとり暮らし等の重度身体障害者及び日常生活で注意を要する難病患者が、家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、速やかな援助が受けられるようにします。

【 緊急通報システム利用状況 】

年度	年度末登録者数	協力員
	人	人
29	1	1
30	1	1
元	1	1
2	1	1
3	1	1

16. 重度脳性麻痺者介護事業　障害福祉課

ひとりで屋外活動が困難な、20歳以上の重度の脳性麻痺者（身体障害者手帳１級）に、外出の付添、その他必要な用務を行うため、本人が推薦する介護人（家族に限定）に介護を依頼し、手当を支給します。

【 重度脳性麻痺者介護人派遣状況 】　〔事業開始：昭和53年４月・平成16年７月制度改正〕

年度	登録者数	1か月当たり派遣回数	1日当たり派遣料	派遣延回数	派遣料支給総額
	人	回	円	回	円
29	9	12	6,560	1,231	8,075,360
30	9	12	6,560	1,293	8,482,080
元	7	12	6,560	1,232	8,081,920
2	5	12	6,560	802	5,261,120
3	4	12	6,560	636	4,172,160

17. 車椅子の貸与　障害福祉課

〔事業開始：昭和57年６月〕

心身障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方、または難病の方）で、歩行困難のため通院あるいは各種行事への参加等、一時的に車椅子を必要とする場合、無償で貸与しています。

【 車椅子の貸与状況 】

年度	保有台数	利用台数
	台	台
29	11	11
30	11	18
元	11	9
2	11	9
3	11	9

18. 補助犬の給付　障害福祉課

〔事業開始：昭和50年６月〕

都内におおむね１年以上住んでいる18歳以上の視覚障害者（１級）、肢体不自由者（１・２級）、聴覚障害者（２級）で、その属する世帯の所得税課税平均月額が 77,000 円未満の方に補助犬を給付しており、その申し込みの受け付けを行っています。平成 23 年度以降実績なし。（但し平成 28 年度は申請が 1 件あったが、申請後の転出により給付実績はなし）

19. 手話通訳派遣事業（地域生活支援事業）　障害福祉課

〔事業開始：昭和58年４月〕

聴覚障害者の社会的活動及び日常生活における様々な問題解決をはかるため、手話通訳者（区の選考会に合格した登録通訳者）の派遣を行っています。

なお、派遣の申込みは、原則として希望する２日前までに行うこととなっています。

【 手話通訳者派遣状況 】

年度	登録通訳者数	派遣件数
	人	件
29	38	1,013
30	40	1,096
元	37	1,339
2	37	981
3	34	1,244

20. 福祉電話　障害福祉課

〔事業開始：昭和51年４月〕

在宅の心身障害者（身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）で住民税非課税世帯の方に電話を貸与し、取付及び取外し等の工事料金を助成しています。

（ただし、65 歳以上の方、施設入所者は除きます）

【 福祉電話の貸与状況 】

年度	貸与電話		
	新規設置台数	年度末設置台数	助成額
	台	台	円
29	0	6	0
30	0	3	0
元	0	3	0
2	0	3	0
3	0	1	0

21. 点字図書の給付（地域生活支援事業）　障害福祉課

〔事業開始：平成４年４月〕

視覚障害者(児)に対し、点字図書による情報の入手を容易にするため、点字図書の給付を行っています。

ただし、年間６タイトル、24巻を限度とし、一般図書として購入した場合の価格相当分は自己負担となります。

【 点字図書給付状況 】

年度	件数
	件
29	8
30	6
元	7
2	11
3	6

22. おむつの支給・購入費助成　障害福祉課

〔事業開始：昭和63年４月（おむつの支給）〕
〔事業開始：平成４年４月（購入費助成）〕

心身障害者（身体障害者手帳２級以上、愛の手帳２度以上、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者）で、寝たきりまたは失禁状態のため、おむつを必要とする方に対して、紙おむつ（月 130 枚限度）の支給を行っています。

なお、入院中で病院指定のおむつを使用する場合は、３か月につき 18,000 円を限度として現金支給を実施しています。（ただし、3 歳未満、65 歳以上の方、施設入所者、生活保護受給者は除きます）

【 おむつ購入費助成実施状況 】

年度	年度末登録者数	助成額
	人	円
29	17	553,018
30	16	580,692
元	21	757,361
2	19	959,301
3	21	650,426

【 おむつ支給実施状況 】

年度	年度末登録者数	大人用				小人用		尿取りパッド	
		板状式		パンツ・テープ式		パンツ・テープ式			
		支給件数	支給枚数	支給件数	支給枚数	支給件数	支給枚数	支給件数	支給枚数
	人	件	枚	件	枚	件	枚	件	枚
29	157	220	9,734	1,086	54,956	594	58,088	1,050	65,698
30	150	261	9,222	1,378	59,272	741	61,916	1,242	67,582
元	166	260	9,208	1,382	61,241	783	62,808	1,219	66,640
2	176	211	7,646	1,300	62,884	791	68,090	1,112	65,422
3	181	238	8,280	1,391	68,048	862	75,744	1,093	64,383

23. 寝具類の洗濯・乾燥サービス　障害福祉課

〔事業開始：昭和54年４月〕

ひとり暮らしで、寝たきりの心身障害者（身体障害者手帳２級以上、愛の手帳２度以上、難病患者福祉手当受給者、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者）を対象に、快適な日常生活を過ごしてもらうとともに、経済負担の軽減を図るために、寝具類の洗濯乾燥サービスを行っています。
（ただし、65 歳以上の方、施設入所者、入院されている方は除きます）

平成４年度より　年間　洗濯乾燥　３回
乾燥のみ　８回
水洗いクリーニング　１回

【 寝具類の洗濯・乾燥サービス実施状況 】

年度	年度末登録者数	洗濯乾燥利用回数	乾燥のみ利用回数	水洗い利用回数
	人	回	回	回
29	2	3	10	2
30	2	3	7	1
元	1	3	7	1
2	3	4	9	1
3	2	3	11	2

24. 理美容サービス　障害福祉課

〔事業開始：昭和55年４月〕

理美容店に出向いて理髪を受けることが困難な重度の心身障害者（東京都重度心身障害者手当受給者、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者）に、出張理美容サービスを行っています。（ただし、65 歳以上の方、施設入所者、入院されている方は除きます）

※平成17年度より 1,400 円自己負担を導入
※平成20年度より住民税非課税世帯は自己負担免除

【 理美容サービス実施状況 】

年度	年度末登録者数	理美容券発行枚数	利用回数
	人	枚	回
29	22	132	56
30	21	132	61
元	23	136	79
2	26	150	63
3	28	154	59

25. 機能回復助成　障害福祉課

〔事業開始：昭和53年６月〕

身体障害者（身体障害者手帳の４級以上の肢体不自由者、難病患者福祉手当受給者、戦傷病者手帳第３項症以上の肢体不自由者）に、健康の回復と向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ等の機能回復術を、区の指定する治療院で受けられる受術券を年間６枚交付（自己負担あり）しています。

※令和４年度より、難病患者の場合、難病患者福祉手当受給者であることが要件となりました。

〈区の指定する治療院〉

① 豊島区鍼灸按摩マッサージ指圧師会に属する会員
② 東京都指圧師会豊島支部に属する会員
③ 豊島区鍼灸師会に属する会員

【 機能回復助成の実施状況 】

年度	受術券交付者数	受術券交付枚数	受術券利用枚数
	人	枚	枚
29	1,734	9,769	2,208
30	1,873	10,558	2,238
元	1,720	10,608	1,995
2	2,154	12,326	1,885
3	2,138	12,430	1,777

26. 自動車運転教習費用の補助（地域生活支援事業）　障害福祉課

〔事業開始：昭和55年５月〕

日常生活の利便、生活圏の拡大、社会復帰の促進に資するため、第一種運転免許取得費の一部を助成しています。

対象者は、次の要件の該当する方です。

① 運転免許証の交付を受けた方
② 申請日の３か月前から豊島区に住所を有する方
③ 身体障害者手帳３級以上の方（内部障害を除く）
④ 内部障害４級以上で歩行が困難な方
⑤ 下肢又は体幹機能障害４級又は５級の歩行が困難な方
⑥ 愛の手帳４度の方

【 補助限度額 】（平成元年４月改正）

	階層	所得基準額（前年の所得税額）	補助限度額
普通免許取得 第一種	A 階層	0 円	164,800 円
	B 階層	1 円 ～ 42,000 円	144,200 円
	C 階層	42,001 円 ～ 40 万円以下	123,600 円
限定解除		40 万円以下	20,600 円

【 自動車運転教習費用の補助状況 】

年度	件数
	件
29	2
30	1
元	3
2	1
3	2

27. 自動車改造費の助成（地域生活支援事業）　障害福祉課

〔事業開始：昭和50年９月〕

身体障害者で上肢・下肢１～３級又は体幹機能障害１・２級で、かつ本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内である方が、自ら所有し運転する自動車を改造（操向装置、駆動装置）する経費の一部を助成します。

【 自動車改造費の助成状況 】

年度	件数
	件
29	0
30	1
元	1
2	0
3	0

28. リフト付福祉ハイヤー　障害福祉課

〔事業開始：昭和56年７月〕

車椅子使用者や寝たきりの状態の心身障害者が、車椅子・移動寝台車のまま乗降できるリフト付自動車を運行する社会福祉協議会に、運行を委託しています。

（自己負担があります。）

【 リフト付福祉ハイヤー利用状況 】

年度	利用時間数
	時間
29	2,105
30	1,596
元	2,434
2	1,584
3	1,948

29. 福祉タクシー　障害福祉課

〔事業開始：昭和52年４月〕

心身障害者（下肢障害１～４級、体幹機能障害１～３級、視覚障害１～２級、内部機能障害１～３級、愛の手帳１～２度）に生活の利便を図ることを目的として、タクシー券（1か月につき300円券11枚3,300円分・下肢4級の方は1か月につき300円券6枚1,800円分）を交付します。（ただし、自動車燃料費助成との併用はできません。生活保護受給者、施設入所者及び長期入院者を除きます）

※令和４年度より、対象者から「難病患者福祉手当受給者」を除く。また、タクシー券を500円・100円券から300円券に変更（総額の変更はなし）。

【福祉タクシー利用状況】

年度	登録者数	交付枚数	利用枚数	
			500円券	100円券
	人	枚	枚	枚
29	3,885	566,818	182,933	258,588
30	3,820	564,822	179,652	252,934
元	3,875	589,834	169,545	237,411
2	3,890	551,838	157,745	215,950
3	3,991	545,436	167,596	230,676

【 令和３年度契約したタクシー事業者】

会社名	会社名	会社名	会社名
相川福祉サービス	株式会社Ｑｕａｎｔ	さかもと救急サービス	東京交通自動車
アイケイコーポレーション	株式会社ケア―シップ	第一交通	日立自動車交通
あいサポート	株式会社スリーエース	大洋自動車交通株式会社	日の丸自動車
ｱｸﾃｨﾌﾞ・ｸｵﾘﾃｨ・ｵﾌﾞ・ﾘﾋﾞﾝｸﾞ	株式会社ノーブルタクシー	髙橋ＴＡＸＩ	一二三交通自動車
旭個人タクシー協同組合	かすみ交通	玉川介護タクシー	福祉移送サービス
アシスト	企業組合ロマン交通	Tama ケアタクシーネットワーク	福祉移送ネットワーク アイラス
アドバンスシステムズ	キング交通	チェッカーキャブ無線協同組合	福祉介護タクシー機構
ＡＹＡ交通	熊野町橋本商店	中央システムサービス	福祉介護タクシー墨田屋
アロハ介護タクシー	グリーンキャブ	千代田サービスセンター	ふじ交通
アロハケアタクシー	くんちゃんず	ＴＭ交通	ふるさと救急サービス
イーエム無線協同組合	ケアサポートしまだ	東栄興業	ブリッジ
IKEDA コーポレーション	ケアサポート・トップ	東京エムケイ	平成ハイヤー東京営業所
泉自動車交通	ケアタクシーあるはーと	東京ケアタクシー	北斗システム輸送
板子運送有限会社	ケアタクシーＪサポート	コンドルタクシー	マエザワタクシー
イチバン流通	ケアタクシーローズマリー	私鉄共同無線センター	無限サービス
岩井田運送	京王自動車株式会社	東京タクシー	メディカルレジストリー
エコシステム	京浜キャブシステム	東京都個人タクシー協同組合	八重洲タクシー
エスコート交通	ケーユー	東京搬送サポート	山一運輸
Ｍ＆Ｗサポート	幸進	東京ひかり交通	山城交通
荏原交通	光永オート	東京福祉	山手観光自動車
扇橋交通	ゴールド交通	福祉限定輸送協会	有限会社岩槻タクシー

オーエストランスポート	ココロ企画 大久保介護タクシー	東京無線協同組合	有限会社ハルインターナショナル
大きい空フューチャータクシー	寿交通	東京四社営業委員会	有楽交通
介護移送サービススマイル&セーフティー	桜介護タクシー	東都タクシー無線協同組合	リッチネット東京
介護サービス堀さん 7.16	さくらんぼ交通	とうねりケアサービス	ロイヤルリムジン
介護タクシーＭＳＳ	猿田自動車	東洋企画	ワールドアライアンス
介護タクシーこがねざわ	サポートタクシー池袋	としま介護タクシーライフケア・サポート	
介護タクシー咲顔	サン	都南交通株式会社	
介護タクシーしらゆり	ＳＡＮＴＥグループ	日個連東京都営業協同組合	
介護タクシーハニー	七福交通	ハーベン・ジャパン株式会社	
介護タクシーはぴねす	城北コアラ	ハーモニー	
介護タクシーゆっきー	城北民間救急ひまわり	ハロー・トーキョー	
介護福祉タクシーみらい	スカイケアタクシー	萬秀堂	
柿木交通	すがのタクシー	東日本介護タクシー協同組合	
株式会社ＩＷＡＮＡＧＡ	Ｓｍｉｌｅ Ｃａｒｅ	ビゲスト	
株式会社京花	信和事業協同組合	ラポール	

30. 自動車燃料費の助成　障害福祉課

〔事業開始：昭和54年４月〕

障害の事由により自動車税又は軽自動車税の減免を受けている自動車の所有者に対して、燃料費の一部を助成します。（ただし、福祉タクシー券との併用はできません。）

助成額は、普通自動車１か月 2,800 円、軽自動車・バイク等１か月 2,100 円を３か月ごとに助成します。

下肢４級の方は、普通自動車１か月 2,100 円、軽自動車・バイク等１か月 1,400 円の助成です。

【 自動車燃料費の助成状況 】

年度	区　分	年度末助成対象者数		１か月あたり助成額		助成額
		普通自動車	軽自動車	普通自動車	軽自動車	
28	（下肢・体幹・内部）１～３級、視覚障害１・２級、愛の手帳１・２度	人 257	人 22	円 2,800	円 2,100	円 11,540,900
	下肢４級	79	8	2,100	1,400	
	計	336	30			
29	（下肢・体幹・内部）１～３級、視覚障害１・２級、愛の手帳１・２度	254	25	2,800	2,100	11,034,800
	下肢４級	79	8	2,100	1,400	
	計	333	33			
30	（下肢・体幹・内部）１～３級、視覚障害１・２級、愛の手帳１・２度	262	24	2,800	2,100	11,370,800
	下肢４級	79	8	2,100	1,400	
	計	341	32			
元	（下肢・体幹・内部）１～３級、視覚障害１・２級、愛の手帳１・２度	250	25	2,800	2,100	11,226,600
	下肢４級	71	10	2,100	1,400	
	計	321	35			
2	（下肢・体幹・内部）１～３級、視覚障害１・２級、愛の手帳１・２度	247	23	2,800	2,100	10,844,400
	下肢４級	63	9	2,100	1,400	
	計	310	32			
3	（下肢・体幹・内部）１～３級、視覚障害１・２級、愛の手帳１・２度	232	25	2,800	2,100	10,445,400
	下肢４級	62	9	2,100	1,400	
	計	294	34			

31. 各種料金等の割引　障害福祉課

(1) 交通機関の料金割引

心身障害者と介護人が、ＪＲ、私鉄、航空機、フェリー、有料道路等を利用する場合、各種割引制度が行われており、利用の際に身体障害者手帳、愛の手帳等の提示により割引が受けられる場合と、割引証等を必要とする場合があります。

(2) ＮＨＫ放送受信料の減免

心身障害者に対するＮＨＫ放送受信料の減額又は免除に必要な証明書を交付しています。

【 各証明類の交付状況 】

年度	民営バス割引証	テレビ受信料減免証明	有料道路割引証
	枚	枚	枚
29	31	310	513
30	71	322	495
元	82	323	494
2	76	276	491
3	60	289	426

（注）「民営バス割引」は、介護人を要する場合だけ発行しています。

(3) 都営交通無料乗車券と割引

〔事業開始：昭和39年４月〕

心身障害者等が都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）を利用する場合、全区間の無料乗車券が発行されます。介護人の場合は、普通乗車券・定期乗車券を５割引（都バスの定期券は３割引）で購入できます。

【 都営交通無料乗車券発行状況 】

年度	身体障害者	知的障害者	戦傷病者	原爆被爆者	計
	人	人	人	人	人
29	1,134	185	1	11	1,331
30	1,110	50	0	9	1,169
元	1,140	47	2	8	1,197
2	981	133	0	4	1,118
3	987	120	0	0	1,107

32. 障害者等歯科診療事業　地域保健課

〔事業開始：平成11年４月〕

平成11年４月に豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」（池袋保健所１階）が開設されました。一般の歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な心身に障害のある方、または要介護高齢者で当診療所へ通院可能な方を対象に、歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導を実施しています。また、在宅要介護高齢者を訪問し、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導も行います。

対象者　心身に障害のある者及び要介護高齢者で通院可能な方、訪問歯科衛生指導は在宅要介護高齢者。

【 実施件数 】

年度	診療実績			訪問歯科衛生指導		
	高齢者	障害者	計	高齢者	障害者	計
	人	人	人	人	人	人
29	344	828	1,172	1,947	3,093	5,040
30	326	843	1,169	2,157	3,137	5,294
元	422	890	1,312	2,336	3,372	5,708
2	380	828	1,208	2,043	3,231	5,274
3	393	943	1,336	2,408	2,913	5,321

（延受診者数）

33. 障害者グループホーム等支援事業　障害福祉課

〔事業開始：平成５年３月〕

(1) グループホームの安定的な運営と入居者の負担軽減を図るため、運営費を助成します。

(2) 障害者グループホーム等の家賃の一部を助成することにより、障害者の地域生活における自立生活を支援します。

区分	年度	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		利用延べ人数	助成施設	利用延べ人数	助成施設	利用延べ人数	助成施設
運営費助成	29	人 21	施設 3	人 1,189	施設 52	人 566	施設 27
	30	55	3	1,194	49	478	25
	元	42	4	1,276	55	526	32
	2	64	7	1,318	60	529	34
	3	63	7	1,411	69	560	33
家賃助成	29	12		636			
	30	12		674			
	元	19		674			
	2	24		760			
	3	12		845			

※23年度より身体障害者の方も対象

34. 視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業　障害福祉課

〔事業開始：平成22年４月〕

視覚障害者に対し情報収集や代読・代筆サービスを行うことにより、視覚障害者の地域生活における自立及び社会生活の参加を促進します。事業は社会福祉協議会に委託して実施します。

年度	29	30	元	2	3
ボランティア登録者数	23 人	25 人	21 人	21 人	18 人
講習会実施回数	1 回	2 回	2 回	0 回	0 回
講習会参加延べ人数	15 人	18 人	19 人	0 人	0 人
年度末の利用登録者数	20 人	24 人	24 人	25 人	25 人

35. 身体障害者手帳に係る診断書等経費助成　障害福祉課

〔事業開始：平成24年４月〕

新規で手帳が交付された住民税非課税世帯の方（生活保護受給者は除く）を対象として、診断書・意見書料を助成します。（上限 3,000 円）

【 身体障害者手帳に係る診断書等経費助成状況 】

年度	助成人数	助成金額
29	人 53	円 142,909
30	64	180,286
元	43	121,540
2	47	131,271
3	59	154,900

36. 中等度難聴児発達支援事業　障害福祉課

〔事業開始：平成25年７月〕

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【 中等度難聴児発達支援事業実施状況 】

年度	助成数	助成金額
29	10 個	878,137 円
30	3	383,600
元	4	493,200
2	6	596,762
3	4	365,268

37. 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）障害福祉課

〔事業開始：平成12年〕

成年後見制度は判断能力の不十分な障害者等に代わり、障害福祉サービスなどの契約を結んだり、身上監護、財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申し立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援します。

年度	29	30	元	2	3
区長申立て件数	2 件	3 件	3 件	5 件	4 件

38. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業　障害福祉課

〔事業開始：平成30年４月〕

家族等が在宅で介護を行っている医療的ケアを必要とする重度心身障害児(者)等に看護師等を派遣し、家族等に代わり一定期間のケアを行います。

【 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業実施状況 】

年度	年度末登録者数	利用回数
30	2 名	0 回
元	9	62
2	12	45
3	19	107

≪障害者向け住宅提供≫

39. 区営・区立福祉住宅　　都市整備部住宅課

住宅に困っている障害者のために、段差をなくしたり、緊急通報装置等を設け、障害者の方が安心して生活できるよう配慮した住宅です。

申し込みができる方は、次のとおりです。

① 区内に１年以上在住していること。

② 本人または同居親族が障害者手帳等の交付を受けている障害者であること。

（障害の種類、程度は募集ごとに異なります。）

③ 独立して日常生活を営めること。

④ 公営住宅の所得基準を超えないこと。

（月額 214,000 円以下）

【 福祉住宅の概要 】

南長崎つつじ苑 （高齢者用併設）	南長崎 1－14－9	鉄筋コンクリート 地上４階建	Ｈ８．３．１	単身用　1 世帯用　1	区　立
北大塚つつじ苑 （高齢者用併設）	北大塚 1－33－22	鉄骨・鉄筋コンクリート 地上 11 階建	Ｈ９．４．16	単身用　1 世帯用　1	区　営

40. 障害者世帯住み替え家賃助成　　福祉総務課

〔事業開始：平成４年４月〕

区内の民間賃貸住宅に住む障害者を含む世帯で、取り壊し等のため転居を求められたとき、または、著しい身体機能の低下により現在の住宅で済み続けることが困難な場合に、基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

① 取り壊し等による立ち退き要求を受けていること。

② 転居前の住宅に引き続き２年以上居住していること。

③ 身体障害者手帳４級以上、愛の手帳３度以上または精神障害者保健福祉手帳３級以上を所持する方を含む世帯。

④ 所得基準を超えないこと。

⑤ 生活保護法による保護を受けていないこと。

※身体機能低下の場合は、上記④・⑤および身体障害者手帳２級以上であること。

※事前の申請が必要です。

※平成31年４月より、障害者世帯の家賃助成期間が７年間となりました。

【 住み替え家賃助成実績 】

年度	助成件数
29	件 4
30	6
元	5
2	7
3	10

41. 安心住まい提供　　都市整備部住宅課

〔事業開始：平成４年４月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮している障害者を含む世帯で、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。居室料はアパートの借り上げ料及び所得に応じて決定します。

① 区内に引き続き２年以上居住していること。

② 独立して日常生活を営めること。

③ 所得基準を超えないこと。

（月額所得 214,000 円以下）

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

【 安心住まい提供実績 】　　（各年度末）

年度	入居者数
29	世帯 15
30	15
元	17
2	16
3	16

≪障害者施設等≫

42. 東部・西部障害支援センター　障害福祉課

障害福祉サービスの受付・紹介、特定相談支援事業（基本相談支援・計画相談支援）を実施しています。

【 障害支援センターの概要 】

所　在　地	東部障害支援センター：豊島区南大塚２－36－2 西部障害支援センター：豊島区千早２－39－16（西部区民事務所内）
運　営	西部障害支援センターは平成 29 年、東部障害支援センターは平成 30 年度より管理運営を委託。両センターとも、現在は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会に委託しています。

43. 心身障害者福祉センター　障害福祉課

在宅の障害者の福祉の増進を図るため、各種の相談に応じるとともに、社会生活への適応を高めること。また、教養の向上、スポーツ・レクリエーション、施設提供等の事業を行い、障害者の地域における自立生活を支援することを目的とする施設です。

【 心身障害者福祉センターの概要 】

所　在　地		豊島区目白５－18－8 電話 3953－2811　FAX 3953－9441 （心身障害者福祉センター・目白福祉作業所・目白生活実習所・・・合築施設）
規模	敷地面積	2,847.36 ㎡
	建物構造	鉄筋コンクリート造、地下１階、地上３階
	建物面積	延 3,893.082 ㎡（心身障害者福祉センター部分 1,688.47 ㎡）
	着工・竣工	着工：昭和56．４　竣工：昭和57．３　大規模改修：平成30．７
開設年月日		昭和57年４月１日
利用対象者		区内居住の障害者、その保護者、関係団体、ボランティア
利用時間 休館日		利用時間：月～金曜日の午前８時30分から午後５時まで 休 館 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日） ※ 会議室、調理実習室、音楽室は、月～土の日中・夜間の貸し出しをする。 ※ 日曜日・祝日は、日中のみ貸し出し。なお、障害者団体登録のうえ、利用申請により利用可

(1) 身体障害者福祉センターＢ型

身体障害者福祉法に定める在宅の身体障害者の相談や、福祉事業を実施しています。

〈相談事業〉

障害者やその家族からの相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関への連絡、紹介等を行います。

【 相談状況 】

年度	訪問	リハビリ・住宅・福祉用具等	サービス関連	その他	計
	件	件	件	件	件
29	24	27	48	89	188
30	13	28	41	133	215
元	25	32	21	213	291
2	9	36	55	141	241
3	17	33	55	211	316

〈福祉事業〉

〔事業開始：昭和57年４月〕

在宅障害者の方の自立と社会参加を促進するために、地域交流を含めた各種の福祉事業を提供しています。

①　各種教室

在宅障害者を対象に、創作・スポーツ・レクリエーション等の教室を通じて、趣味の拡大・健康の増進をはかります。

② 地域交流事業

地元町会・住民の方と盆踊り大会・もちつき大会を行い交流しています。

③ 重度心身障害者「土曜余暇教室」

〔事業開始：平成９年５月〕

18～65歳未満の重度心身障害者を対象に、毎月第３土曜日を利用した余暇事業を実施し、重度心身障害者の生活圏の拡大と社会参加を促進しています。

④ 手話講習会

ボランティア育成及び手話通訳者の養成のために開催しています。

【 福祉事業実施状況 】

年度	各種教室		盆踊り大会	もちつき大会	土曜余暇教室			手話講習会（延べ人数）		
	回数	延人数	参加人数		登録者	延人数	スタッフ等延人数	入門コース	応用コース	専門コース
	回	人	人	人	人	人	人	人	人	人
29	21	185	510	550	13	121	198	1,310	1,186	663
30	7	25	550	520	13	144	152	1,593	1,248	698
元	15	115	※中止	500	13	130	201	1,329	1,159	588
2	中止		中止	中止	13	34	68	25	30	31
3	中止		中止	中止	12	71	92	345	203	192

※平成29年７月～平成30年８月まで仮施設での運営

(2) 自立訓練（機能訓練）事業

〔事業開始：平成21年４月〕

障害者総合支援法に定める自立訓練（機能訓練）を実施しています。

ケガや病気などによる65歳未満の障害のある方が、家庭や地域で生活を送るために必要な機能訓練や社会参加に向けたプログラムを提供しています。

【 自立訓練事業実施状況 】

年度	年間登録者数	機能訓練	作業訓練	言語訓練	生活リハ	訪問	計	給食	送迎
	人	件	件	件	件	件	件	件	件
29	8	249	407	207	224	6	1,093	279	841
30	9	123	315	122	148	5	713	128	443
元	11	179	344	144	151	3	832	230	521
2	7	334	471	204	241	2	1,252	340	797
3	8	205	235	113	116	2	671	167	279

【 自立訓練事業相談状況 】

年度	訓練	福祉用具	他機関調整	医療相談（リハビリ医）	評価	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件
29	100	5	24	29	18	120	296
30	98	2	30	23	25	169	347
元	114	14	26	28	18	208	408
2	71	11	16	34	24	81	237
3	99	8	33	23	23	121	307

(3) 高次脳機能障害者支援事業

〔事業開始：平成21年４月〕

高次脳機能障害のある方やご家族、支援者の方々に、相談や講演会・セミナー等を通じて問題解決への支援を行っています。

また、医療機関や行政・サービス事業所などとの連携を図るため、関係機関連絡会を組織して情報交換や勉強会・検討会を行っています。

【 高次脳機能障害者支援事業実施状況 】

年度	専門相談 (専門相談員)	一般相談	講演会	連絡会
	件	件	名	名
29	15	101	48	49
30	18	174	106	58
元	18	258	103	62
2	18	110	118	49
3	24	202	39	27

※講演会には出前講座参加人数を含む

(4) 地域活動支援センター

〔事業開始：平成18年10月〕

障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業として実施しています。

ケガや病気などによる65歳未満の身体障害の方に、創作・余暇・スポーツなどの各種活動や、外出の機会を提供し、充実した在宅生活が送れるよう支援しています。

【 活動状況 】

年度	活動参加者	給食	送迎
	延人数	名	名
29	372	73	314
30	356	106	406
元	213	100	293
2	119	36	72
3	131	41	82

(5) 障害者入浴サービス事業

〔施設入浴事業開始：平成５年10月〕

〔訪問入浴事業開始：昭和53年６月〕

家庭での入浴が困難な65歳未満の心身障害者に入浴の機会を提供し健康保持を図ります。

地域生活支援事業での訪問入浴と、区単独事業でセンターでの機械入浴・介助入浴とがあります。また必要な方には送迎サービスがあります。

【 障害者入浴サービス事業利用状況 】

	機械入浴		介助入浴		訪問入浴	
年度	開設日数	利用者数	開設日数	利用者数	開設日数	利用者数
	日	延人数	日	延人数	日	延人数
29	205	100	205	133	308	493
30	201	99	201	141	307	521
元	150	138	150	106	308	470
2	102	120	102	99	300	493
3	103	141	103	50	223	475

(6) 施設提供事業

〔事業開始：昭和57年４月〕

障害者とその家族及び関係する団体やボランティア等に会議室・調理室・音楽室等を自主的な活動の場として提供しています。

【 施設の利用状況 】

	会議室		音楽室		調理室		その他	
年度	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
	件	人	件	人	件	人	件	人
29	944	14,546	139	1,666	35	748	71	1,315
30	710	13,553	186	2,784	74	1,673	11	77
元	635	10,266	118	1,285	84	1,270	16	211
2	182	2,041	貸出休止		貸出休止		132	836
3	314	3108	貸出休止		貸出休止		62	380

※平成29年７月より平成30年８月まで仮施設で運営。

(7) 基幹相談支援センター事業

〔事業開始：平成24年10月〕

区内の中核的な役割を持つ地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実践するほか、区内相談支援事業所との連絡会の開催等を実施します。

基幹相談支援センターは、障害者虐待防止センターを内包して事業実施しています。

【 事業実施状況 】

年度	講演会・研修会	連絡会	心理相談(中途障害)	事業所相談
	回	回	回	
29	1	4	21	
30	1	4	16	
元	1	3	14	
2	1	1	9	
3	2	3	6	26

(8) 失語症の人のコミュニケーション支援事業

〔事業開始：令和２年４月〕

区内の失語症の人が参加している区内の活動団体に、地域での自立生活及び社生活を促すことを目的にコミュニケーション支援者（言語聴覚士、都の実施する養成講習修了者、失語症会話パートナー）を無料で派遣しています。

【 事業実施状況 】

年度	登録団体数	登録支援者数	派遣回数	派遣延べ人数
	団体	人	回	人
2	3	16	15	75
3	3	16	24	110

44. 目白福祉作業所　障害福祉課

知的障害者等で就職が困難な方に、就業に必要な作業の支援・社会活動・健康管理などの生活支援をすることを目的とした通所施設です。

平成21年４月より「就労継続支援Ｂ型」に移行し、令和２年４月より「就労継続支援Ｂ型 」、「生活介護」の多機能型事業所に移行しています。

【 目白福祉作業所の概要 】

所在地	豊島区目白５－18－８（心身障害者福祉センター内）
施設規模	心身障害者福祉センター１・２階部分　603.08 ㎡（専用面積）
開設年月日	昭和57年４月１日
利用対象者	「障害福祉サービス受給証（就労継続支援Ｂ型等）」をお持ちの方。 単独通所が可能で基本的生活動作が自立している方。 作業能力があるか、または期待できる方。※令和２年度より多機能型へ移行。
定員	60 名
運営	平成22年４月１日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

(1) 事業の内容

〔事業開始：昭和57年４月〕

① 作業支援

○清掃作業

心身障害者福祉センターや近隣マンションの清掃を通して、感染防止と衛生管理の意識をもった清掃に取り組んでいます。

○受注作業

民間企業や豊島区からの受託加工作業を通して、障害の状況に応じた分業、環境整備による合理的配慮を行い、多くの作業に携われるようにしています。

○自主生産品

ノードブック、付箋、手芸商品などの製作販売を行っています。

【 工賃の支払い状況 】 （令和３年度）

在籍数	実働延人員	支払工賃総額	１人当たり平均月額工賃
53 人	53 人	7,654,014 円	12,034 円

② 生活支援

自立した社会生活を送るうえで必要な能力の獲得、生活の質（ＱＯＬ）の向上の手助けとなるよう支援します。日常生活活動・社会参加・健康管理などの個別援助、調理実習、余暇活動、自治会活動などの支援を行っています。

また、利用者の豊かなパーソナリティを育成し、充実した生活を送るための余暇支援や健康増進に取り組むクラブ活動、アトリエ活動などを行っています。

③ 行事

利用者の社会性の向上や地域交流をはかるため、グループ外出、宿泊旅行、成人を祝う会、季節行事などを実施しています。

④ 利用者の福利厚生

利用者に対して、交通費の支給、給食、定期健康診断、内科検診、こころの相談などを行っています。

(2) 施設の内容

作業室、更衣室、倉庫、その他

＜他施設と共用＞

事務室、食堂、相談室、調理実習室、屋上、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】 （令和３年度末）

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
1 人	1 人	52 人	233 日	9,809 人	79.5%

【 利用者の入所前の状況 】 （令和３年度末）

就学	就労	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
17 人	5 人	7 人	7 人	0 人	16 人	52 人

【 利用者の退所後の状況 】 （令和３年度末）

就職	就労支援施設	在宅	通所施設	入所施設	死亡	その他	計
0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

【 利用者の就学状況 】 （令和３年度末）

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	その他	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
0 人	0 人	2 人	0 人	4 人	0 人	0 人	40 人	3 人	3 人	52 人

【 利用者の障害別状況 】 （令和３年度末）

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	精神保健福祉手帳		計
		１級	２級	３級	４級	５級	６級	未判定		１級	２級	
愛の手帳	１度	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
	２度	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
	３度	1	1	2	1	0	2	0	22	0	2	31
	４度	0	2	0	0	0	2	0	9	1	0	14
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計		2	4	2	1	0	4	0	36	1	2	52

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】 （令和３年度末）

年齢	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	56～59歳	60～64歳	65歳以上	計
男	人 1	人 2	人 11	人 1	人 1	人 5	人 4	人 2	人 1	人 1	人 2	人 31
女	0	1	1	3	2	1	4	3	2	2	2	21
計	1	3	12	4	3	6	8	5	3	3	4	52

45. 目白生活実習所 障害福祉課

区内に在住の知的障害者等に、生活や作業などの様々な活動を通じて、地域生活の充実を図ることを目的とする通所施設です。

平成21年４月より「生活介護」に移行しています。

令和２年４月より医療的ケアが必要な方の受け入れを開始しています。

令和４年４月１日より目白生活実習所分室ぷらすを開所します。

【 目白生活実習所の概要 】

所在地	豊島区目白５－18－８（心身障害者福祉センター内） ＜分室＞豊島区上池袋２－５－１　健康プラザとしま２階（令和４年４月１日～）
施設規模	心身障害者福祉センター１・２・３階部分 884.53 ㎡（専用面積） ＜分室＞健康プラザとしま２階８１６．０３㎡（専用面積）
開設年月日	昭和45年11月20日（昭和52年６月１日 駒込より現在地に移転）
利用対象者	「障害福祉サービス受給証（生活介護）」をお持ちの方。
定員	65名（内分室10名）（令和４年４月１日～）
運営	平成22年４月１日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

(1) 事業の内容

① 生活支援

利用者が豊かな日常生活・社会生活を送るために必要な能力の維持・向上を目指し支援を行います。その他にも、トイレ介助、食事介助、バイタルチェック等を実施し、利用者一人ひとりの健康管理を行います。

② 作業支援

＜受注作業＞

地域の企業と連携し、割箸の袋入れを行っています。また、アルミ缶を回収し、つぶした缶を近くの企業に買い取ってもらっています。

＜自主生産品＞

紙すき、キャンドル等のオリジナル商品作りを行っています。また、アトリエ活動や講師を招いてのワークショップを開催し、自己表現ができる場を作っています。

③　行事

宿泊、外出、成人を祝う会、季節行事などを行っています。

(2) 施設の内容

実習室、更衣室、洗濯実習室、その他

＜他施設と共用＞

事務室、食堂、相談室、調理実習室、音楽室、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】　（令和 3 年度末）

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
2 人	1 人	54 人	231 日	10,008 人	78%

【 利用者の入所前の状況】（令和 3 年度末）

就学	在宅	通所施設	その他	計
39 人	1 人	12 人	2 人	54 人

【 利用者の退所後の状況 】　（令和 3 年度末）

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人

【 利用者の就学状況 】　（令和 3 年度末）

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校	
0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	52 人	54 人

【 利用者の障害別状況 】　（令和 3 年度末）

障害の状況		身体障害者手帳						愛の手帳のみ	精神保健福祉手帳	計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		2 級	
愛の手帳	1 度	人 4	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 5
	2 度	6	4	3	0	0	0	23	0	36
	3 度	3	0	0	0	0	0	3	1	7
	4 度	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		3	0	0	0	0	0	0	0	3
計		18	5	3	0	0	0	27	1	54

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】　（令和 3 年度末）

年齢	18～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	56～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	計
男	人 2	人 6	人 4	人 6	人 6	人 2	人 0	人 2	人 0	人 1	人 0	人 29
女	1	4	6	1	6	1	3	1	1	1	0	25
計	3	10	10	7	12	3	3	3	1	2	0	54

46. 駒込施設　障害福祉課

区内に在住の障害者に、社会活動や生活に必要なサービスを提供し、自立を支援することを目的とする通所施設です。

【 駒込施設の概要 】

所在地		豊島区駒込４－７－１ 電話 3910－2301　FAX 3910－2770 （駒込福祉作業所・駒込生活実習所　合築施設）
規模	敷地面積	908.49 ㎡
	建物構造	鉄筋コンクリート造、地下１階、地上３階建
	建物面積	延 2,030.90 ㎡
	着工・竣工	着工：昭和63.10　　竣工：平成２．２　　改修：令和元年．８
開設年月日		平成２年４月１日
利用対象者		区内在住の障害者等（会議室は一般の方も利用できます）
利用時間 休館日		利用時間：月～金曜日の午前９時から午後５時まで 休 館 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から１月３日） ※ 会議室の利用時間 平　日（17：30～21：30） 土曜日（ 9：00～12：30） 日曜日（ 9：00～17：00）
運営		平成20年４月１日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

47. 駒込福祉作業所　障害福祉課

知的障害者等で就職が困難な方に、就職支援のほか作業活動や社会活動、健康管理の支援をすることを目的とした通所施設です。

平成21年４月より「就労移行支援」「就労継続支援Ｂ型」に移行しています。

【 駒込福祉作業所の概要 】

所在地	豊島区駒込４－７－１
施設規模	駒込福祉作業所専用部分 565.08 ㎡　共用部分 1,033.35 ㎡
開設年月日	平成２年４月１日
利用対象者	就労継続支援Ｂ型事業：「障害福祉サービス受給者証（就労継続支援Ｂ型）をお持ちの方。 就労移行支援事業の利用が終了した方。 企業への就労が困難な方。
定員	50 名

(1) 事業の内容

〔事業開始：平成２年４月〕

①　作業支援

利用者に適した作業種目を導入し、作業意欲、自主性と責任感、規律と協調性、集中力と持続性、創意工夫など、一人ひとりに合わせて能力の伸長をはかります。

作業は一般企業から受託した軽作業の他、チョコレートの製造・販売や喫茶店での作業、自主生産品作りを行っています。

利用者に対する工賃の支給は、工賃支払要綱に基づいて支払います。

【 工賃の支払い状況 】　（令和３年度）

在籍数	実働延人員	支払工賃総額	１人当たり平均月額工賃
48 人	489 人	5,412,872 円	11,069 円

②　生活支援

社会の一員として、日常生活が円滑に行えるよう、基本的生活習慣、社会適応能力、健康管理など、個別支援計画を作成し、支援を行っています。また、就職を希望する方に面接会、実習への参加などの就労支援を行っています。また、利用者の豊かなパーソナリティを育成し、充実した地域生活を送るための楽しみや潤いを大切にしたクラブ活動を行っています。

③ 行事

利用者の社会性の向上や地域交流を図るため、一泊旅行、グループ外出、駒込まつりなどを行っています。

④ 利用者の福利厚生

利用者に対して、交通費の支給、給食、健康管理などを行っています。

(2) 施設の内容

作業室、更衣室、倉庫、その他

＜他施設と共用＞

事務室、食堂、調理実習室、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】 （令和３年度末）

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
0 人	2 人	45 人	235 日	8,216 人	75.7%

【 利用者の入所前の状況 】（令和３年度末）

就学	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
23 人	8 人	7 人	1 人	6 人	45 人

【 利用者の退所後の状況 】 （令和３年度末）

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人

【 利用者の就学状況 】 （令和３年度末）

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	その他	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
0 人	0 人	0 人	0 人	4 人	0 人	2 人	36 人	3 人	0 人	45 人

【 利用者の障害別状況 】 （令和３年度末）

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	計
		１級	２級	３級	４級	５級	６級	未判定		
愛の手帳	１度	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
	２度	0	0	0	1	0	0	0	9	10
	３度	0	0	0	0	0	0	0	22	22
	４度	1	0	1	0	0	0	0	11	13
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1	0	1	1	0	0	0	42	45

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】 （令和３年度末）

年齢	18～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	56～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	計
男	人 0	人 5	人 1	人 3	人 0	人 3	人 3	人 2	人 4	人 1	人 0	人 22
女	0	0	0	4	2	3	5	5	2	0	2	23
計	0	5	1	7	2	6	8	7	6	1	2	45

48. 駒込生活実習所　障害福祉課

区内に在住の知的障害者等に、地域生活充実のため、創作、作業活動、リハビリ、社会活動のほか、健康管理の支援をすることを目的とする通所施設です。

平成21年４月より「生活介護」に移行しています。

【 駒込生活実習所の概要 】

所在地	豊島区駒込 4－7－1
施設規模	駒込生活実習所専用部分 432.47 ㎡　共用部分 1,033.35 ㎡
開設年月日	平成２年４月１日
利用対象者	「障害福祉サービス受給者証（生活介護）をお持ちの方。
定員	40 名

(1) 事業の内容

① 生活支援

食事、衣服の着脱、排泄など、身辺自立のための基本的な日常生活習慣を身につけるための支援を行っています。

また、一人ひとりの状態に合わせ、健康管理、リハビリ、個別活動などを行っています。

② 作業支援

割箸の袋入れなど軽作業や、革工芸、ビーズなどの作業支援を行っています。

③ 行事

宿泊、グループ外出、駒込まつりなど、季節毎の行事、調理、クラブ活動、施設交流会を行っています。

(2) 施設の内容

実習室、多目的室、更衣室、その他

＜他施設と共用＞

事務室、食堂、洗濯実習室、相談室、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】　（令和３年度末）

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
2 人	2 人	40 人	238 日	8,003 人	83%

【 利用者の入所前の状況 】（令和３年度末）

就学	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
30 人	3 人	7 人	0 人	0 人	40 人

【 利用者の退所後の状況 】　（令和３年度末）

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	0 人	2 人

【 利用者の就学状況 】　（令和３年度末）

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	大学	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
2 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	35 人	1 人	0 人	40 人

【 利用者の障害別状況 】 （令和３年度末）

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	計
		１級	２級	３級	４級	５級	６級	未判定		
愛の手帳	１度	人 1	人 1	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 3
	２度	5	4	0	1	0	1	0	17	28
	３度	0	2	0	0	0	0	0	1	3
	４度	4	1	0	0	0	0	0	0	5
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		1	0	0	0	0	0	0	0	1
計		11	8	1	1	0	1	0	18	40

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】 （令和３年度末）

3	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	56～59歳	60～64歳	65歳以上	計
男	人 1	人 6	人 3	人 1	人 4	人 2	人 3	人 4	人 0	人 0	人 0	人 24
女	1	1	1	3	3	1	0	0	2	0	4	16
計	2	7	4	4	7	3	3	4	2	0	4	40

49. 駒込福祉作業所分室　障害福祉課

平成30年４月に、駒込福祉作業所の就労移行支援事業を池袋本町に移転しました。

就労サポート IKEHOOON（イケホン）という愛称で、企業等への就労を希望する障害のある方に製菓作業を中心に、就労支援を行っています。

【 駒込福祉作業所分室の概要 】

所在地	豊島区池袋本町１－６－12
施設規模	複合施設　１階：ほほえみクラブ（高齢者福祉課）211.91 ㎡ ２階：駒込福祉作業所分室　200.44 ㎡
開設年月日	平成30年４月１日
利用対象者	「障害福祉サービス受給者証（就労移行支援）をお持ちの方。企業への就労を希望する方。
利用時間・休館日	駒込施設に同じ
定員	10名
運営	平成30年４月１日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

※工賃、利用状況は駒込福祉作業所に含む。

【 利用者の在籍及び入退所状況 】 （令和３年度末）

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
0人	3人	0人	236日	152人	41.3%

【 利用者の入所前の状況 】（令和３年度末）

就学	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
０人	０人	０人	０人	０人	０人

【 利用者の退所後の状況 】（令和３年度末）

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
２人	０人	０人	１人	０人	０人	０人	３人

【 利用者の就学状況 】（令和３年度末）

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	大学	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	２人	１人	０人	３人

【 利用者の障害別状況 】（令和３年度末）

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	計
		１級	２級	３級	４級	５級	６級	未判定		
愛の手帳	１度	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
	２度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	３度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	４度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】（令和３年度末）

年齢	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	56～59歳	60～64歳	65歳以上	計
男	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

50. 福祉ホームさくらんぼ　障害福祉課

〔事業開始：平成４年４月〕

就労または福祉作業所や生活実習所などへ、自宅から通所している心身障害者が、住みなれた地域で生活ができるよう、家族のもとを離れて生活体験をする入居施設です。

(1) 運営方法

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会に管理運営を委託しています。

(2) 提供するサービス

① 長期自立援護
② 緊急一時保護（レスパイト含む）
③ 短期自立訓練

(3) 利用対象者

① 長期自立援護

豊島区に１年以上住所を有する15歳以上の心身障害者で、保護者の高齢化、死亡などの理由で保護者のもとでの日常生活ができず、就労または福祉作業所や生活実習所等の福祉施設に通所することが困難な方。

② 緊急一時保護（レスパイト含む）

豊島区に住所を有する心身障害者で、保護者の疾病、事故または冠婚葬祭などの理由で、一時的に介護を必要とする方。また、福祉ホーム以外の施設に入所の措置を受けるまでの期間、一時的に介護を必要とする方。

③ 短期自立訓練

豊島区に住所を有する15歳以上の心身障害者で、就労または、福祉作業所や、生活実習所等の福祉施設に通所している方。

【 福祉ホームさくらんぼの概要 】

所　在　地		豊島区西池袋３－８－20　　電話 5396-9581　　FAX 5396-9105		
構　造		鉄筋コンクリート造　地上３階建		
敷地面積		540.95 ㎡		
建築延面積		852.17 ㎡		
サービス内容		① 長期自立援護	② 緊急一時保護（レスパイト含む）	③ 短期自立訓練
	定　員	４名	４名	２名
	利用期間	３年	最長７日（他の施設に入所待ちの場合は、最長３か月）	最長 10 日
	使用料	６万円を限度として収入に応じて徴収	１食　500 円	１食　500 円

【 福祉ホームさくらんぼ利用状況 】

年度	長期自立援護		緊急一時保護		短期自立訓練	
	利用者数	延利用日数	延利用者数	延利用日数	延利用者数	延利用日数
	人	日	人	日	人	日
29	4	1,154	206	915	572	1,130
30	4	1,133	188	579	584	1,136
元	4	1,464	165	689	594	1,182
2	4	952	118	496	431	836
3	4	1,460	98	416	482	887

51. 民間通所施設への運営費助成　障害福祉課

区では、民間の障害者通所施設に対して運営費の一部を助成しています。

【 運営費助成対象施設等 】

施設名	所在地	電話	備考
地域生活支援センターこかげ	東池袋 4-5-1 エアライズタワー103	(5958) 1990	地域活動支援センター Ⅰ型 平成 18 年 10 月～
雑司谷デイサポートセンター	南池袋 3-7-8	(5958) 1165	地域活動支援センター Ⅱ型 平成 21 年４月～
地域活動支援センターそよかぜ	南長崎 5-29-10 コーポ島忠１F	(6908) 1679	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 19 年 10 月～
ハートランドみのり	東池袋２－18－7 恵安ビル２F	(5928) 1920	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 20 年４月～
麦の家	上池袋 3-16-20 アジュール北池１Ｆ	(3576) 6332	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 20 年４月～
地域活動支援センターフレンド	長崎 1-1-17 百瀬ビル	(6318) 6193	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 20 年４月～
ガーデニング	南長崎 5-26-13 熊谷ビル２Ｆ	(6908) 0285	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 20 年４月～
染井クリエイト	駒込 7-16-19	(5394) 6533	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 20 年４月～
あとりえ　ゆうかり	千早 2-29-6	(3554) 8284	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 20 年 10 月～
サンハウス	千川 2-37-6 山口ビル１Ｆ	(3972) 2375	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 21 年４月～
ハートランドひだまり	北大塚 3-34-7	(3915) 9051	地域活動支援センター Ⅲ型 平成 22 年４月～
ポシェット	南長崎 6-34-7 風の樹ビル	(3950) 2075	生活介護 平成 19 年１月～
あおぞら作業所	南長崎 5-9-10 レジェンド南長崎 102 号室	(3565) 6242	就労継続支援Ｂ型 平成 19 年 10 月～
豊芯会ジョブトレーニング事業所	北大塚 3-34-7	(3915) 9002	就労移行、就労継続支援Ａ・Ｂ型 平成 20 年１月～
共同作業所オーク	池袋 2-53-13 ルート池袋第２ビル４・５・６F	(5992) 8287	就労継続支援Ｂ型 平成 20 年４月～
自立支援センターまめの樹	東池袋 5-7-1 DRS 第３ビル１階	(5927) 9207	就労継続支援Ａ・Ｂ型 平成 19 年４月～
いけぶくろ茜の里	池袋 4-15-10	(5960) 5231	就労移行、就労継続支援Ｂ型 平成 21 年４月～
さら就労塾＠ぽれぽれ／池袋	南池袋２－30－7 サトービル２F	(5944) 9123	就労移行 平成 21 年 12 月～
みつばちブンブン	南長崎６－34－13 風の樹ビル２号館	(3954) 0839	就労継続支援Ｂ型 平成 23 年４月～
ワークスペースのぞみ	南長崎５－18－2 南和ビル	(6908) 1919	就労継続支援Ｂ型 平成 24 年４月～
マイファーム	東池袋２－18－7 恵安ビル３F	(6812) 1358	自立訓練（生活訓練）、生活介護 平成 25 年４月～
このはの家	南長崎 5-18-7 コーポ藤 102	(6850) 3019	就労継続支援Ｂ型 平成 26 年４月～
ル・ピュル	長崎 1-18-9　阿部ビル	(6905) 8005	就労継続支援Ｂ型 平成 29 年 12 月～
こみっとプレイス	南池袋 4-10-5　1F	(6903) 1355	就労継続支援Ｂ型 平成 30 年５月～
ふれあいファクトリー	南池袋 2-45-1　4F	(3980) 5020	就労継続支援Ａ・Ｂ型 平成 30 年７月～
就労継続支援Ｂ型 Base Camp	要町 3-22-10 星野館ビル 401	(5926) 7418	就労継続支援Ｂ型 平成 30 年９月～